第254回東京都都市計画審議会

令和８年９月

東　　京　　都

令和８年９月８日
都　市　整　備　局

第254回東京都都市計画審議会　資料一覧

資料１　議案一覧表

資料２　第254回東京都都市計画審議会議案・資料（薄茶色表紙）

資料３　第254回東京都都市計画審議会議案・資料　別冊（桃色表紙）
委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿

資料４　第254回東京都都市計画審議会議案・資料　別冊（クリーム色表紙）
意見書の要旨

資料５　資料〔別冊〕都市計画（素案）築地一丁目地区（薄オレンジ色表紙）

資料６　資料〔別冊〕都市計画（素案）神南一丁目地区（薄緑色表紙）

第254回東京都都市計画審議会議案一覧表

都市計画決定・変更案件について

議事日程	議題			
	議題番号	内容		名称等
日程第１	議第７７２９号	東京都市計画都市再生特別地区	変更	築地一丁目地区 ※
日程第２	議第７７３０号	東京都市計画都市再生特別地区	変更	神南一丁目地区 ※
日程第３	議第７７３１号	東京都市計画用途地域	変更	練馬区関町北四丁目外各地内
日程第４	議第７７３２号	東京都市計画道路	変更	幹線街路放射第24号線
	議第７７３３号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第39号線
	議第７７３４号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第74号線
	議第７７３５号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第170号線
	議第７７３６号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第141号線
	議第７７３７号	東京都市計画道路	変更	幹線街路補助線街路第229号線
	議第７７３８号	八王子都市計画道路	変更	幹線街路３・３・13号下柚木片倉線

※国家戦略特別区域法第21条第５項に基づく付議

委　員　の　異　動　報　告

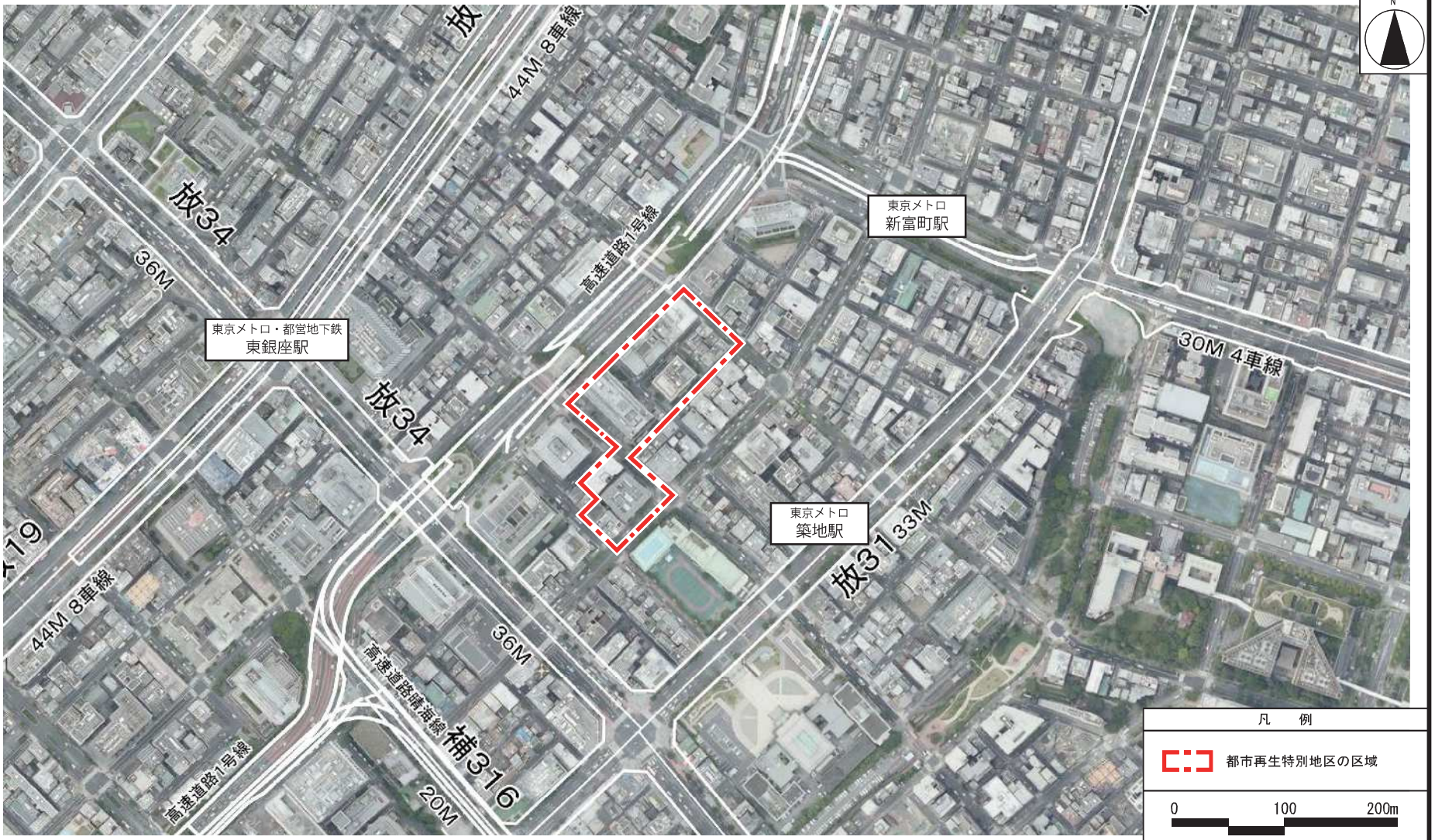
議席番号	現　　委　　員		前　　委　　員	
	職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
２番	財務省関東財務局長	彦　谷　直　克	財務省関東財務局長	後　藤　健　二
９番	中野区議会議長	森　　たかゆき	板橋区議会議長	田中　しゅんすけ
13番	国土交通省関東運輸局長	澤　井　　俊	国土交通省関東運輸局長	藤　田　礼　子
16番	国土交通省関東地方整備局長	西　澤　賢太郎	国土交通省関東地方整備局長	橋　本　雅　道

東京都都市計画審議会委員名簿

（令和８年９月８日）

議席番号	現　　職	氏　　名
会　長	公益財団法人自転車駐車場整備センター理事長	樺　島　　徹
１番	東京都議会議員	尾　崎　大　介
２番	財務省関東財務局長	彦　谷　直　克
３番	東京都農業会議会長	青　山　　佾
４番	東京都議会議員	高　橋　まきこ
５番	農林水産省関東農政局長	菅　家　秀　人
７番	東京都議会議員	吉　住　はるお
８番	台東区長	服　部　征　夫
９番	中野区議会議長	森　　たかゆき
10番	経済産業省関東経済産業局長	岩　田　　泰
11番	東京商工会議所常議員	中　村　節　雄
12番	東京都議会議員	柴　﨑　幹　男
13番	国土交通省関東運輸局長	澤　井　　俊
14番	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授	松　行　美帆子
15番	東京都議会議員	中　田　たかし
16番	国土交通省関東地方整備局長	西　澤　賢太郎
17番	東京農業大学地域環境科学部教授	水　庭　千鶴子
18番	東京都議会議員	三　雲　崇　正
19番	福生市長	加　藤　育　男
20番	狛江市議会議長	三　角　武　久
21番	東京都議会議員	中　山　寛　進
22番	中央大学総合政策学部教授	篠　木　幹　子
23番	東京都議会議員	加　藤　雅　之
24番	警視総監	筒　井　洋　樹
25番	大妻女子大学社会情報学部教授	松　本　暢　子
26番	東京都議会議員	原　田　あきら
27番	消防総監	市　川　博　三
28番	早稲田大学創造理工学部教授	佐々木　邦　明
29番	東京都議会議員	宮　崎　大　輔
30番	瑞穂町長	山　﨑　　栄
31番	日の出町議会議長	濵　中　映　慈
32番	株式会社ドリームインキュベータ取締役	宇　田　左　近
33番	弁護士	町　野　　静

東京都市計画都市再生特別地区
築地一丁目地区　航空写真



東京都市計画都市再生特別地区
築地一丁目地区　参考図１（計画建物イメージ）

1 まちの回遊性向上に資する広域都市基盤整備への貢献

1. 周辺開発と連携し、築地駅と覆蓋化広場をつなぐ快適な歩行者ネットワークを整備
2. 覆蓋化広場から隅田川付近に至る道路の表層整備等による、みどり豊かでウォーカブルな歩行者空間の創出
3. 首都高上部の覆蓋化広場整備への協力、および一体的な空間の形成

2 まちの魅力向上を支える都市機能の導入

1. 人と伝統文化が自然と出会う多様な場を整備し、銀座と築地をつなぐ「伝統文化と暮らすまち」を創出
2. 多世代が住み続けられるまちづくりの推進に向けた特別養護老人ホーム及びアフォーダブル住宅(区域外)の整備

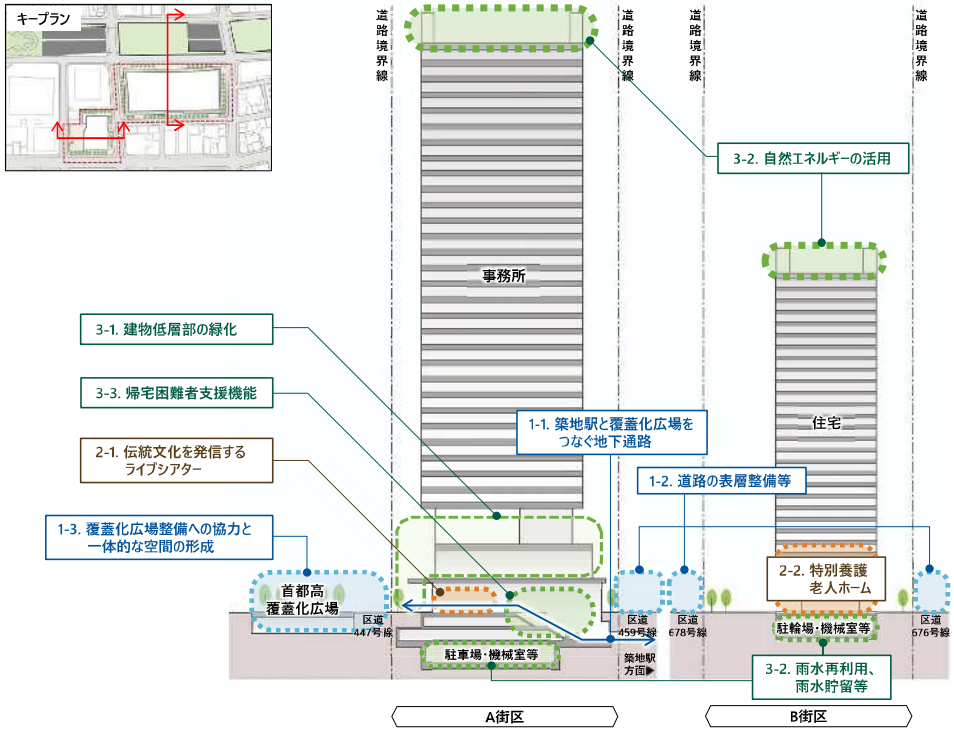
3 環境負荷低減と防災拠点整備

1. 覆蓋化広場とのつながりを意識したみどりの創出
2. 環境負荷低減への取組
3. 帰宅困難者支援や自立・分散型エネルギーシステムの構築による防災対応力強化

<平面イメージ>



<断面イメージ>

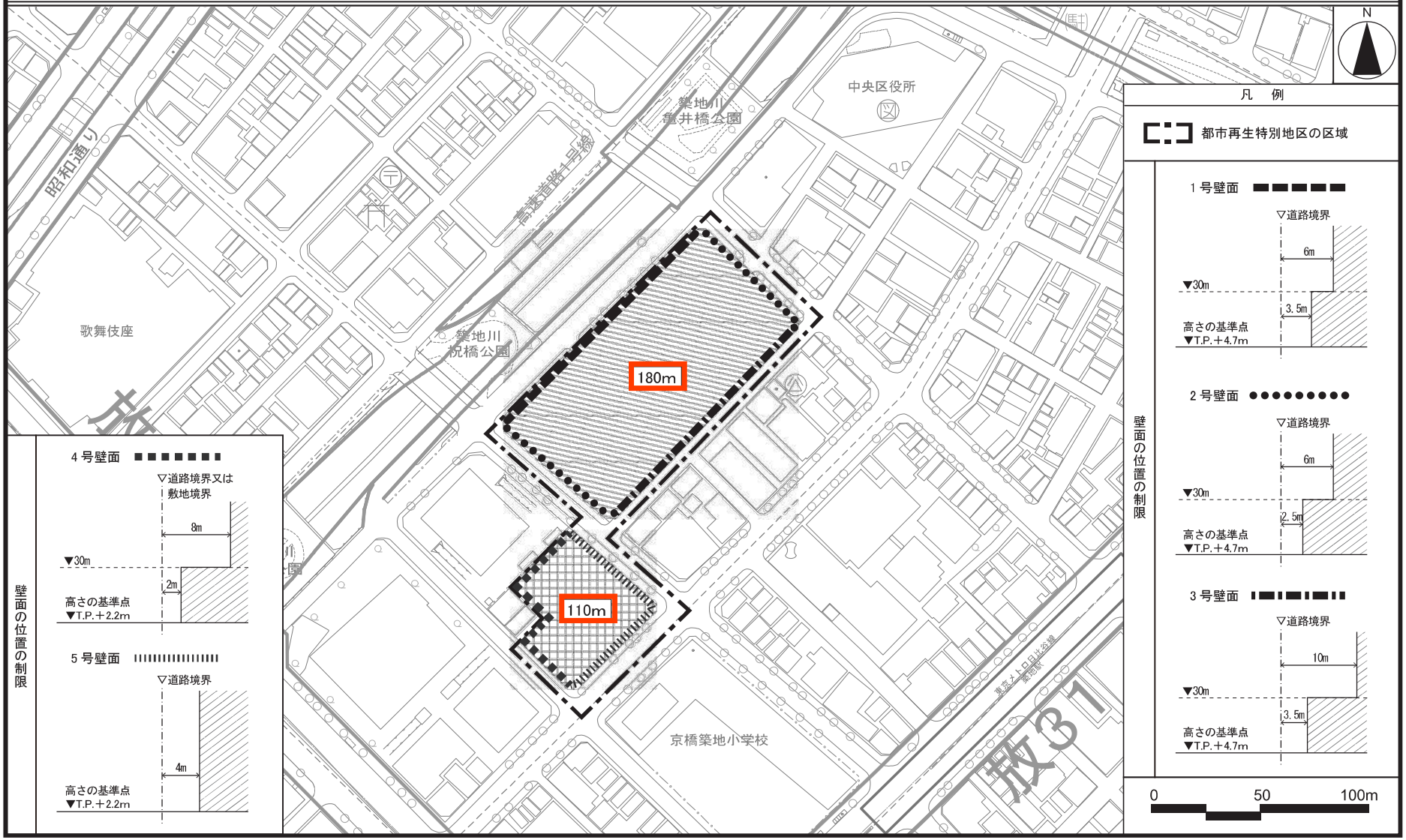


東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備　考
都市再生特別地区（築地一丁目地区）	約1.4ha	－	135／10	－	－	－	－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等は、この限りではない。 (1) 歩行者の快適性や安全性を高めるために設けるデッキ、屋根、ひさし及びそれらの上部に位置する落下防止柵その他これらに類するもの (2) 給排気施設の部分 (3) 電線類地中化に伴い設置される地上機器及び駐車場の入出庫に関わる設備機器その他これらに類するもの	1 地域冷暖房施設の用に供する部分その他これらに類するものは、2,540㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 2 防災用備蓄倉庫の用に供する部分その他これらに類するものは、1,720㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 3 電気事業者用開閉所・変電所の用に供する部分その他これらに類するものは、50㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 4 発電室の用に供する部分その他これらに類するものは、600㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 5 大型受水槽室の用に供する部分その他これらに類するものは、640㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 6 住宅に設置するヒートポンプ・蓄熱システム、潜熱回収型給湯器の用に供する部分その他これらに類するものは、650㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 7 太陽熱集熱設備・太陽光発電設備の用に供する部分その他これらに類するものは、115㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１）
	A街区 約1.0ha	－	156／10 （注１） ただし1／10以上を文化交流施設及びこれに付随する施設の用途とする。	40／10	8／10 （注２）	1,000㎡	180m ※高さの基準点はT.P.＋4.7mとする。		
	B街区 約0.4ha	－	69／10 （注１） ただし7／10以上を福祉施設及びこれに付随する施設の用途とする。				110m ※高さの基準点はT.P.＋2.2mとする。		

東京都市計画都市再生特別地区
築地一丁目地区　計画図２



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（７都市基交第 1421 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第 232 号、令和８年１月 16 日

東京都市計画都市再生特別地区
築地一丁目地区　参考図２（イメージパース）

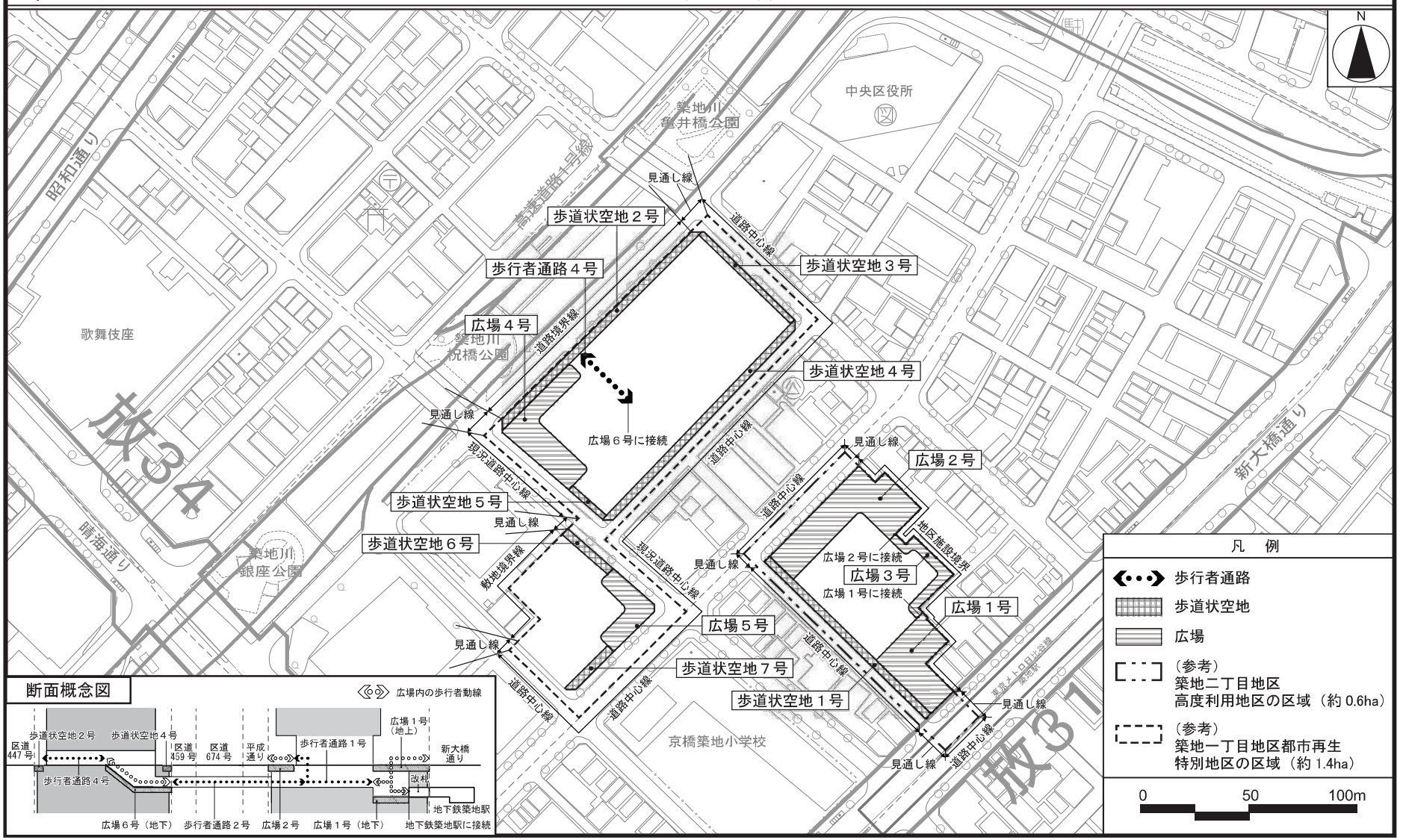


A 街区イメージ（北西側より望む）



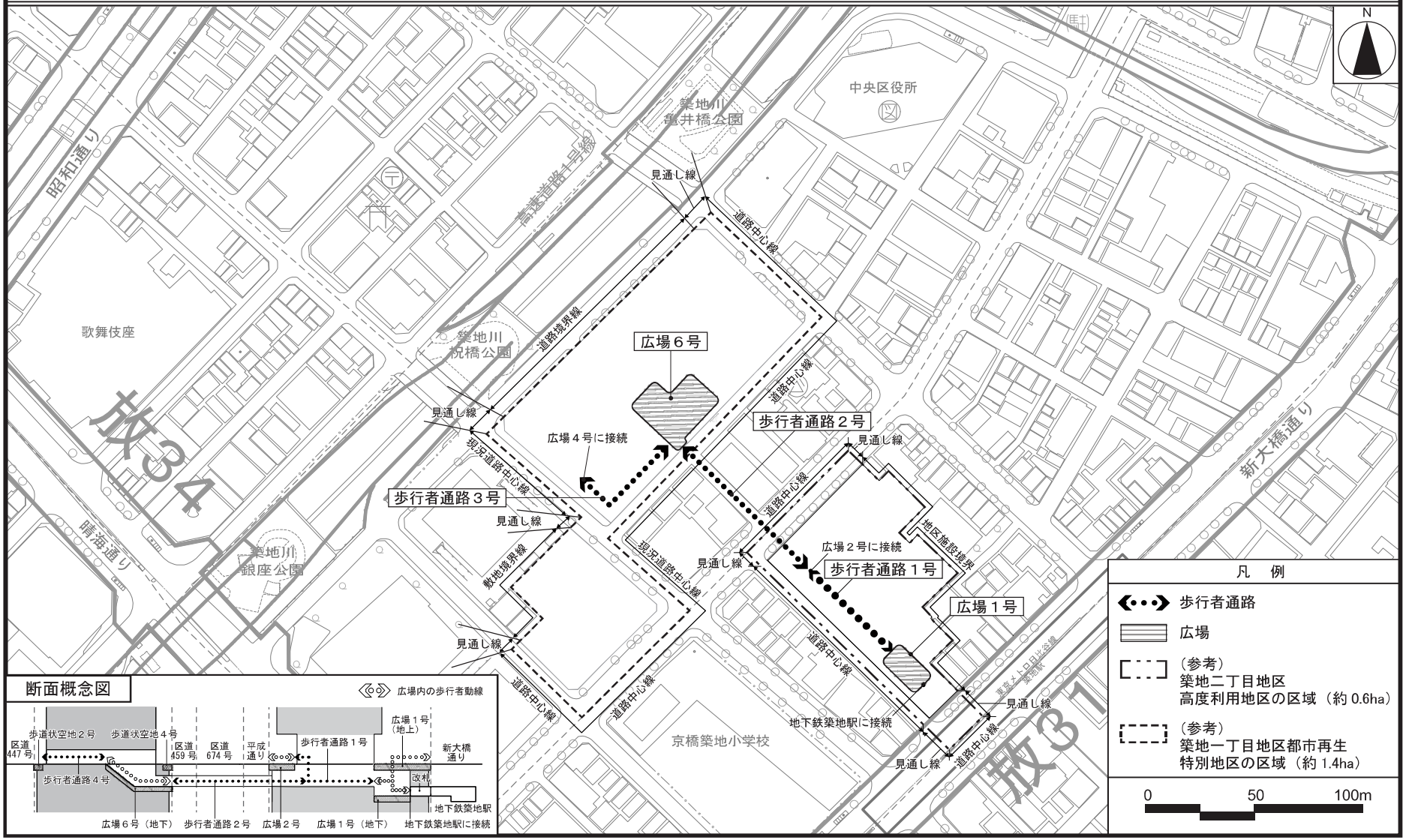
B 街区イメージ（南東側より望む）

〔参考〕東京都市計画地区計画　　計画図３－１
築地地区地区計画　　（地上部）



この地図は、東京都縮尺 1/2500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 252 号、令和７年 11 月 19 日）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第 41 号、令和７年８月 19 日
（承認番号）７都市基街都第 169 号、令和７年８月 15 日

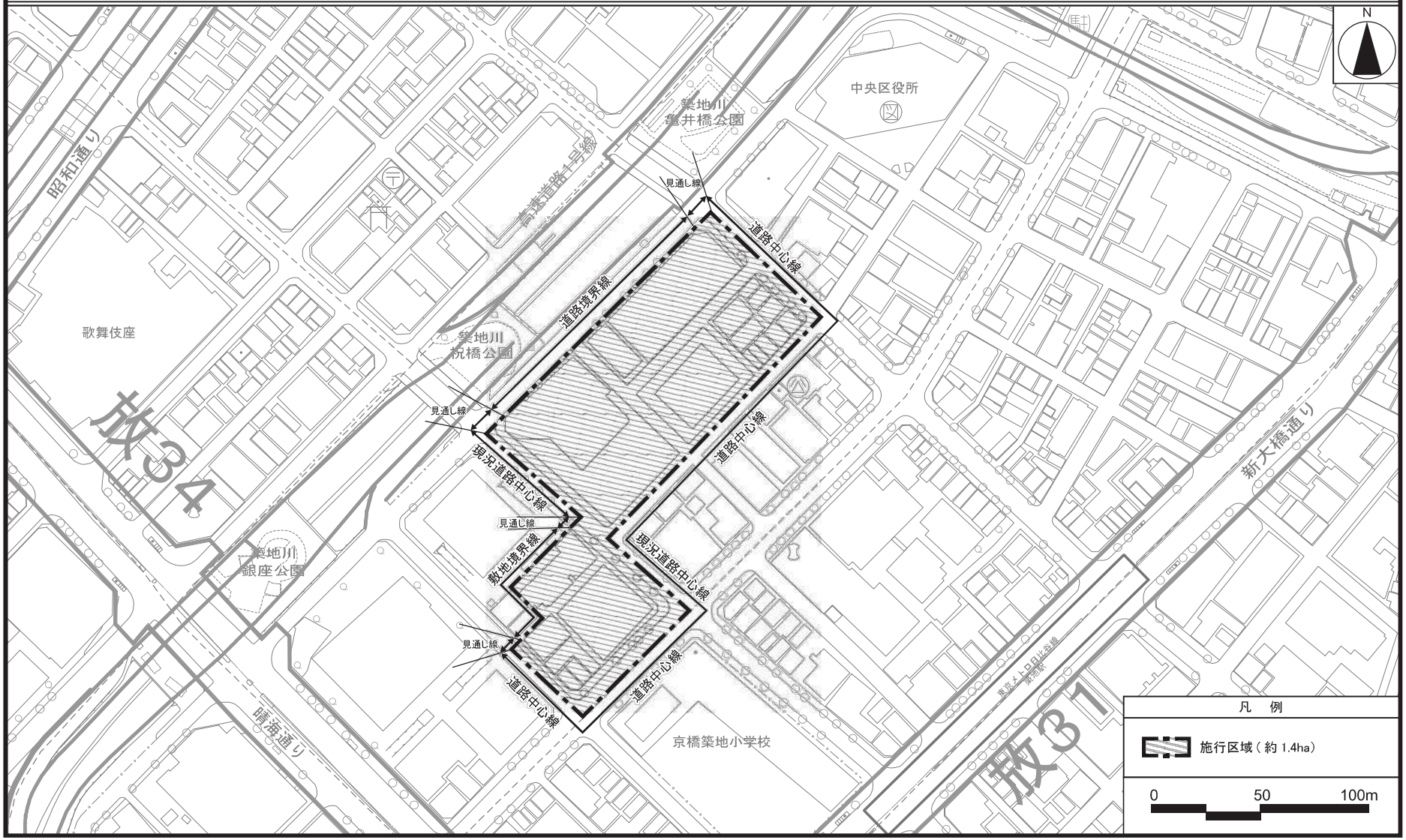
〔参考〕東京都市計画地区計画　　計画図３－２
築地地区地区計画
（地下部）



この地図は、東京都縮尺 1/2500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 252 号、令和７年 11 月 19 日）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第 41 号、令和７年８月 19 日
（承認番号）７都市基街都第 169 号、令和７年８月 15 日

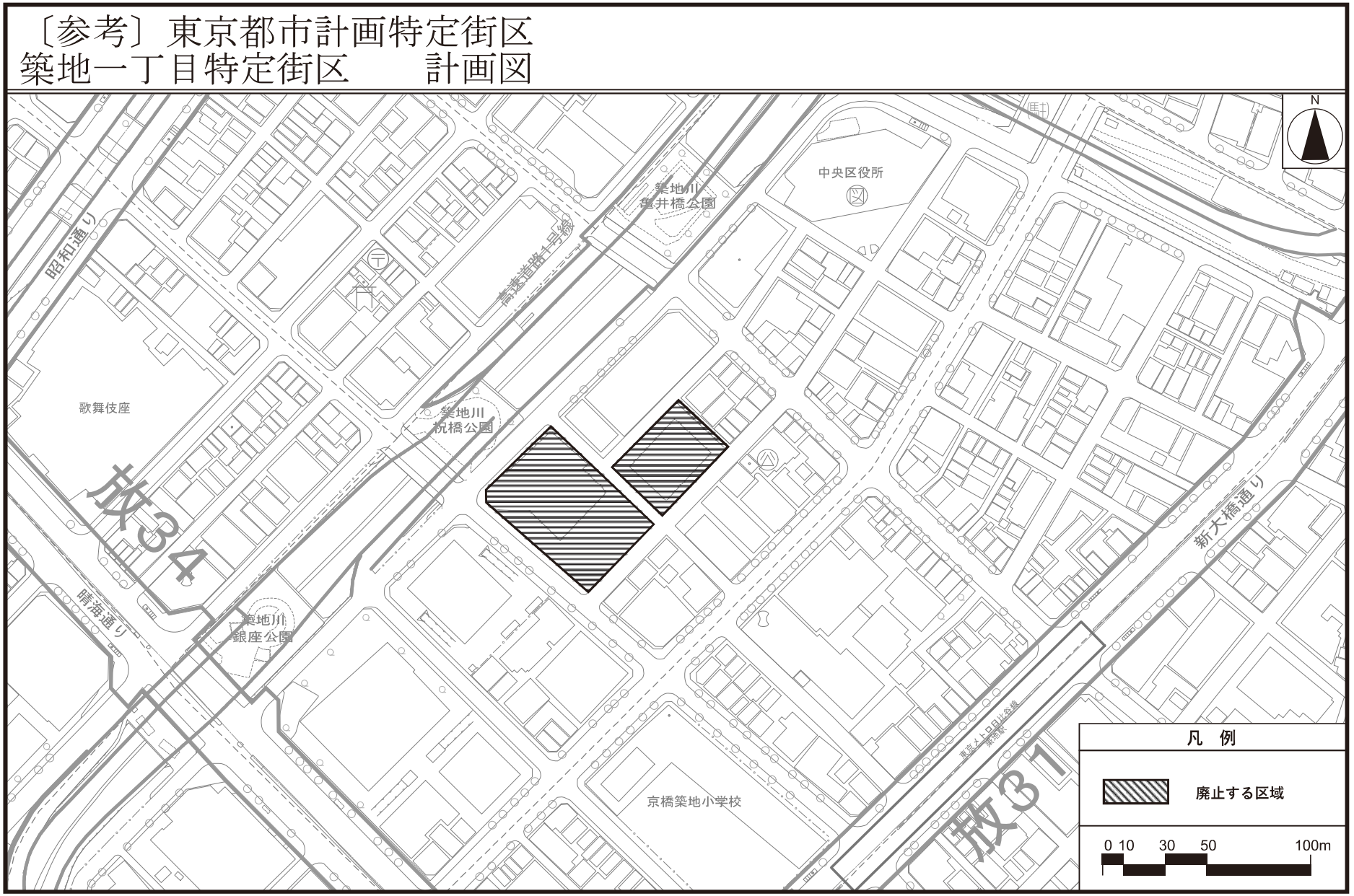
〔参考〕東京都市計画第一種市街地再開発事業
築地一丁目地区第一種市街地再開発事業　計画図１

（施行区域図）



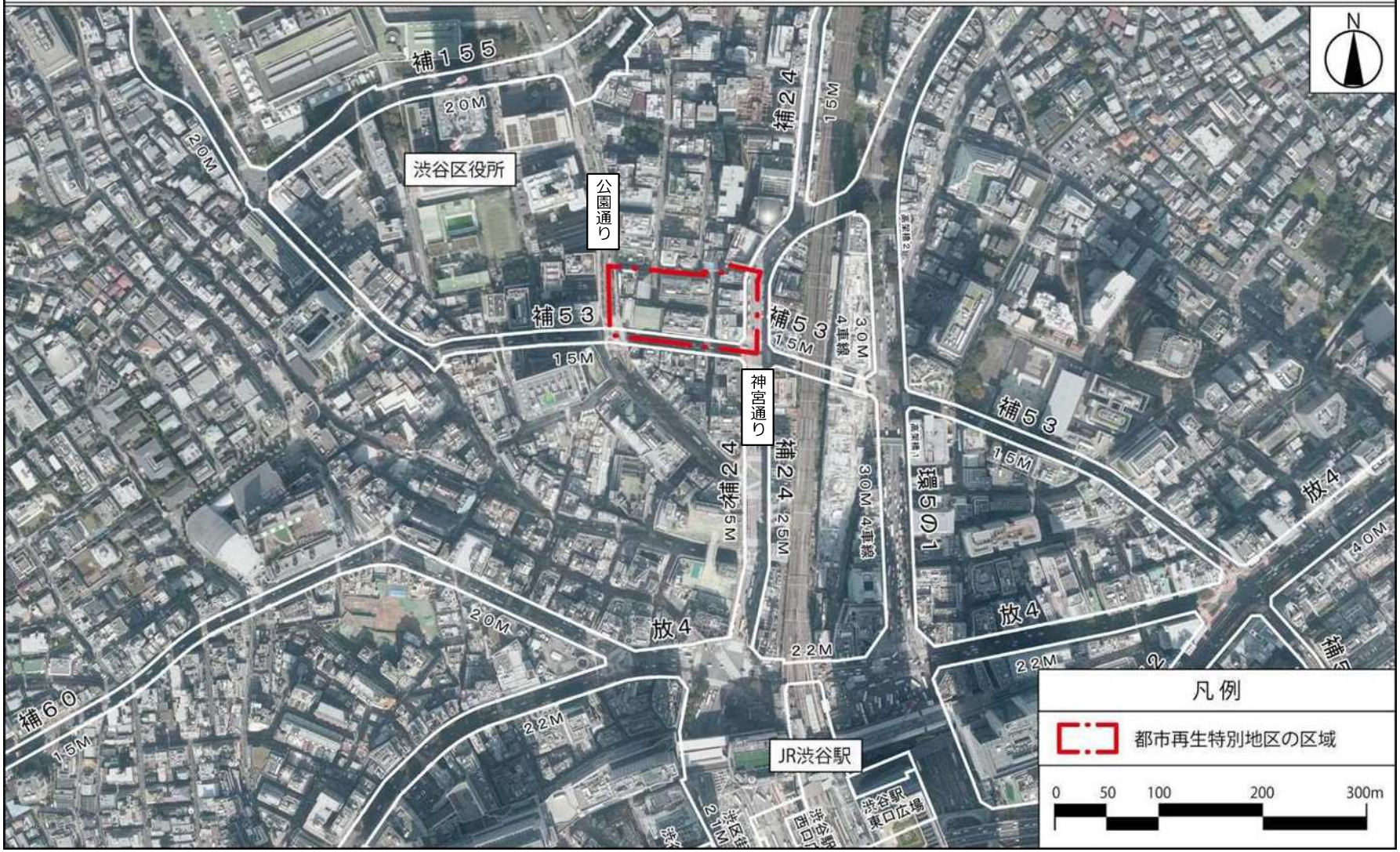
この地図は、東京都縮尺 1/2500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 252 号、令和７年 11 月 19 日）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第 168 号、令和７年８月 15 日
（承認番号）７都市基交都第 42 号、令和７年８月 19 日

〔参考〕東京都市計画特定街区
築地一丁目特定街区　　計画図



この地図は、東京都縮尺 1/2500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 252 号、令和７年 11 月 19 日）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基交都第 41 号、令和７年８月 19 日
（承認番号）７都市基街都第 170 号　令和７年８月 15 日

東京都市計画都市再生特別地区
神南一丁目地区　航空写真



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）
国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）を加工して作成。

東京都市計画都市再生特別地区
神南一丁目地区　参考図１

1　多様な人や情報の「発信・活動・交流」を促進する都市機能の導入

（1）グリーン分野をはじめとしたサステナブルな取組の拡大を誘発する産業支援・情報発信施設の整備

（2）国内外の多様な来街者の受け皿となる上質な宿泊施設の整備

（3）渋谷エリア全体の活力を高める地区外の既存ストック利活用の取組

2　渋谷の回遊性を向上させる都市基盤等の整備

（1）地形による高低差を解消し、回遊性を強化する立体的な歩行者ネットワーク等の整備

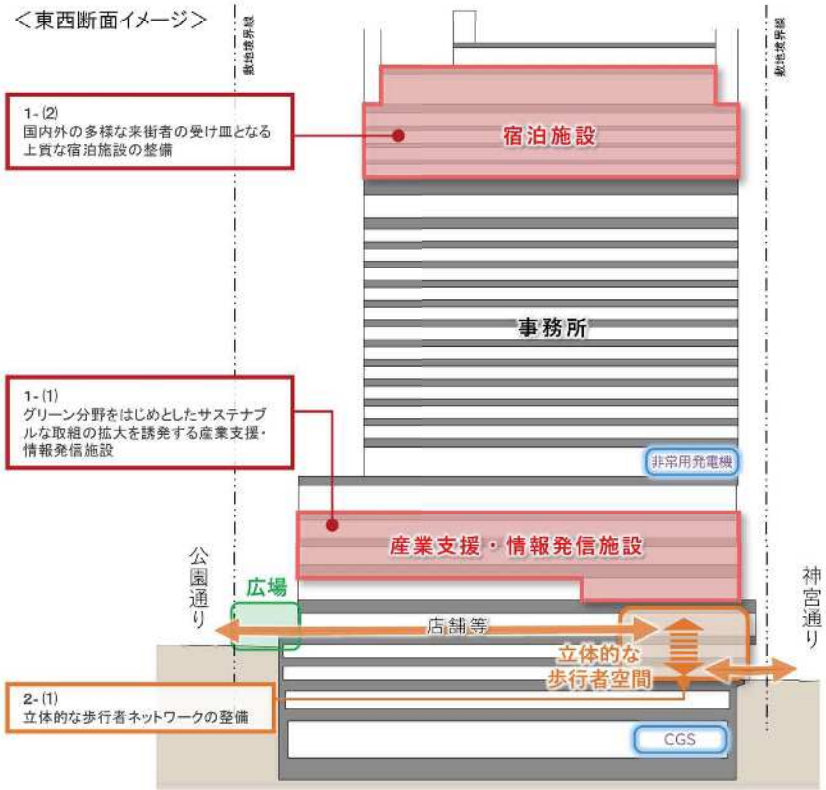
（2）渋谷エリアの内外に賑わいや潤いを連続させる“みどり”の整備

3　環境負荷低減と防災対応力強化

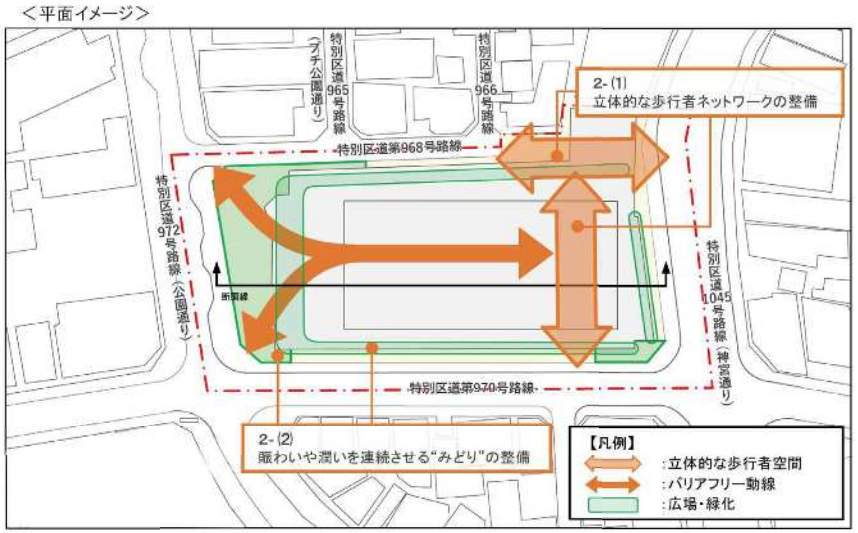
（1）環境負荷低減に向けた取組

（2）地域の防災対応力強化に向けた取組

＜東西断面イメージ＞



＜平面イメージ＞

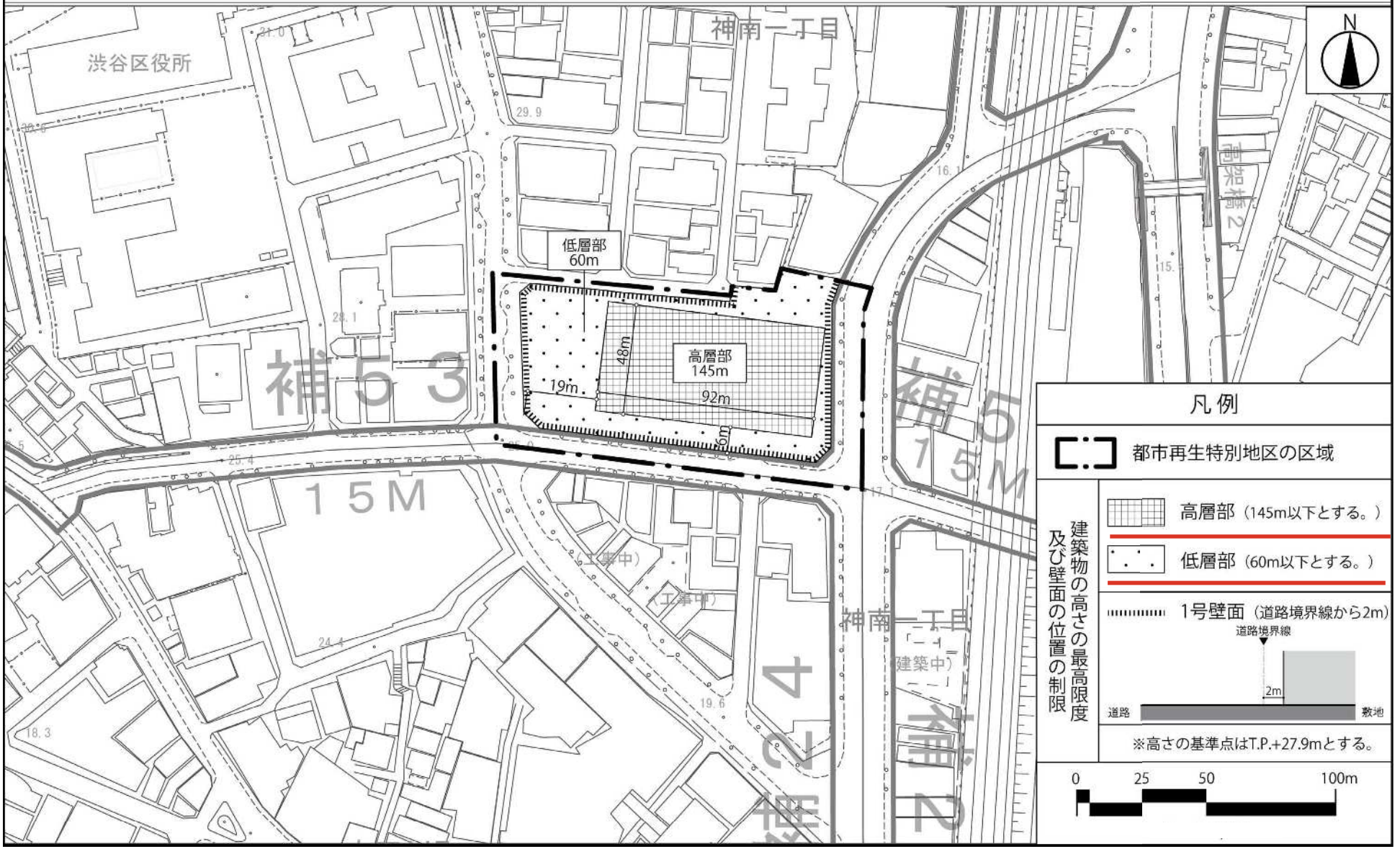


東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区（神南一丁目地区）	約1.0ha	—	123/10 （注１） ただし、30/10以上を滞在施設、都市の魅力創造に資する施設及びこれらに付随する施設の用途とする。	40/10	8/10 （注２）	1,000㎡	高層部：145m 低層部：　60m ※ 高さの基準点はT.P.+27.9mとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、エスカレーター、エレベーター、スロープ等並びにこれらに設置される屋根、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの (3) 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 (4) 給排気施設及び電気設備の部分 (5) 建築物の保安及び安全管理上やむを得ない擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	1　中水道施設の用に供する部分その他これに類するものは、550㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 2　発電室の用に供する部分その他これに類するものは、1,050㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 3　コージェネレーション設備の用に供する部分その他これに類するものは、750㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 4　蓄熱槽の用に供する部分その他これに類するものは100㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 5　建築基準法第53条第６項第１号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。（注２） 6　別添図１のとおり電線類の地中化及び神南一丁目北地区街並み再生方針に位置付けられるエリアインフラ整備を行う。

東京都市計画都市再生特別地区
神南一丁目地区　計画図２



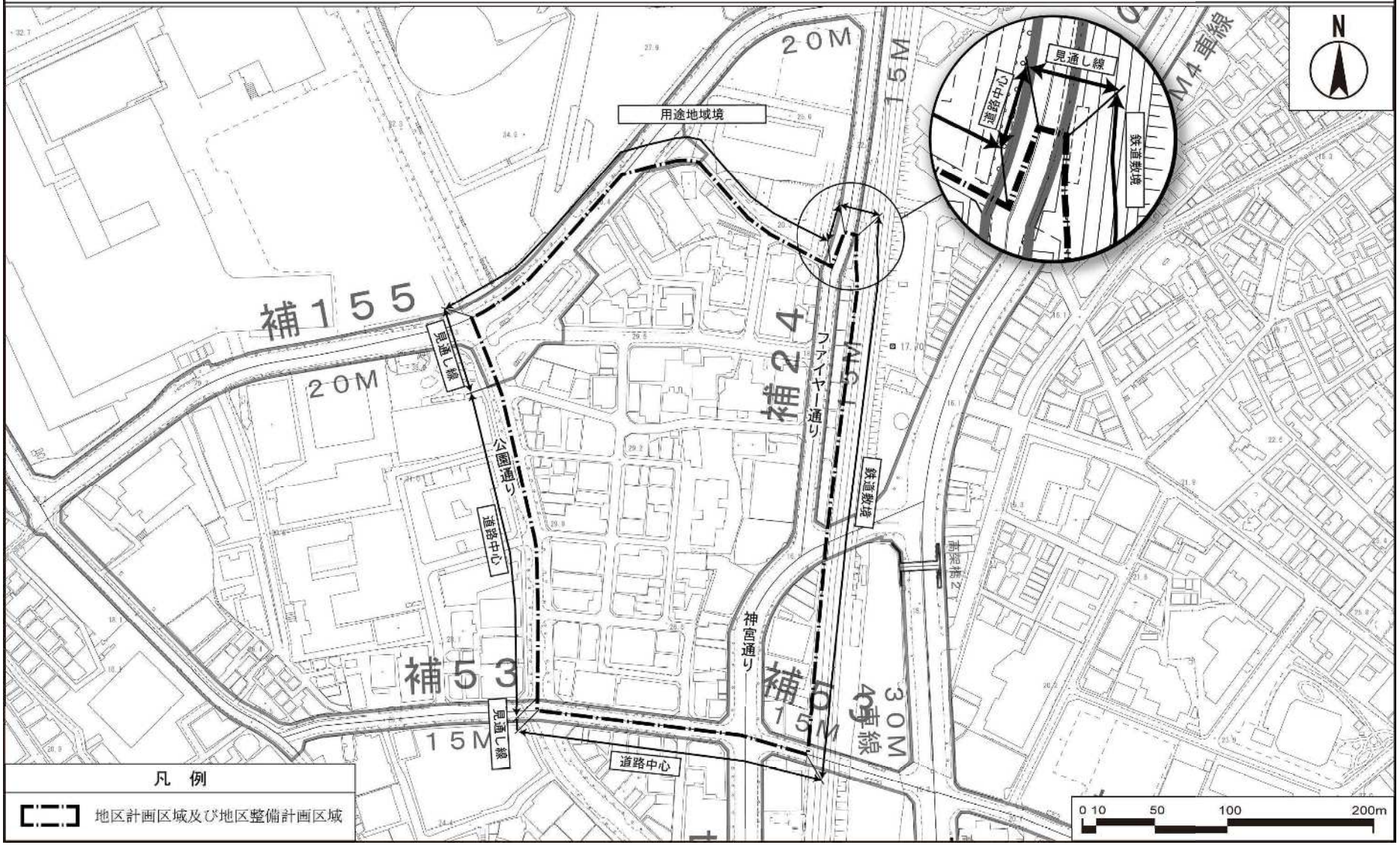
この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（７都市基交第 1166 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第 205 号、令和７年 10 月 29 日

東京都市計画都市再生特別地区
神南一丁目地区　参考図２

■計画建物のイメージ（地区南東から望む）

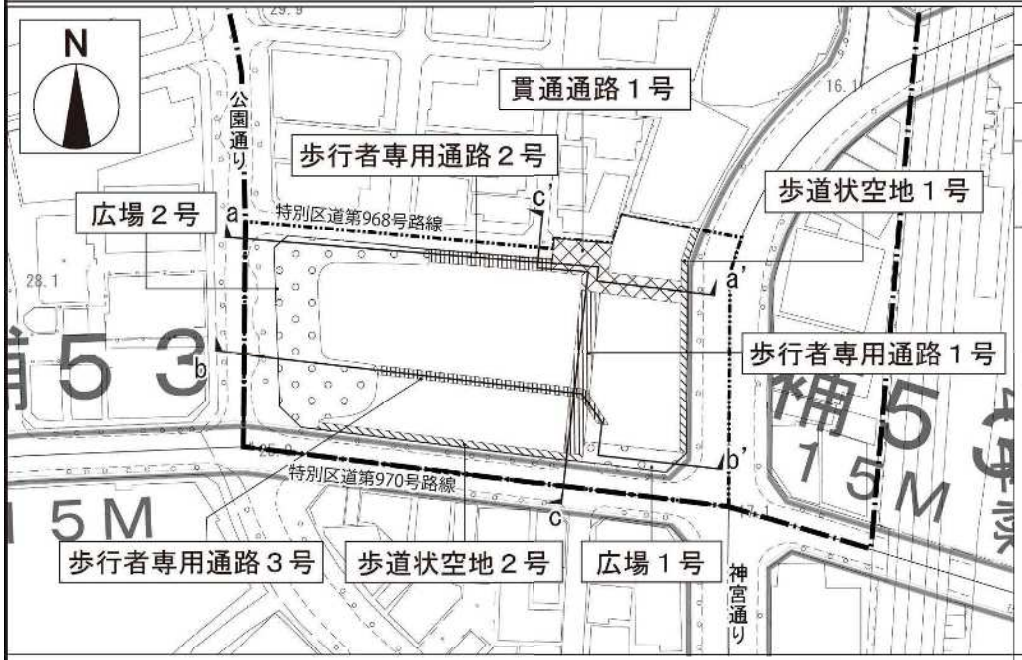


〔参考〕東京都市計画地区計画
神南一丁目北地区地区計画　計画図１



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：都市基交測第９号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
「(承認番号) MMT07-K113-1、令和７年４月 17 日」、「(承認番号) ７都市基交測第９号、令和７年４月 15 日」「(承認番号) ７都市基街都第 20 号、令和７年４月 18 日」

〔参考〕東京都市計画地区計画
神南一丁目北地区地区計画　参考図１



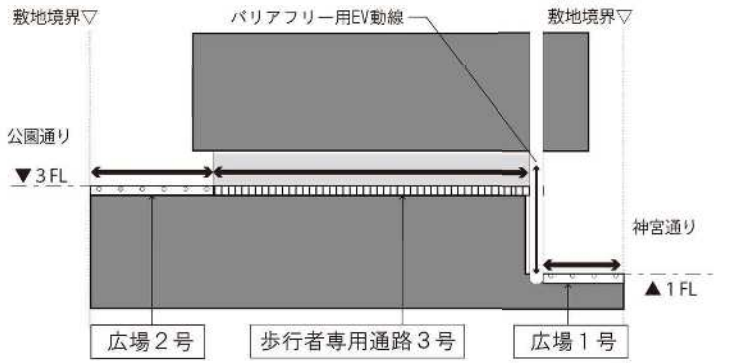
凡例

地区計画区域及び地区整備計画区域		施行区域	

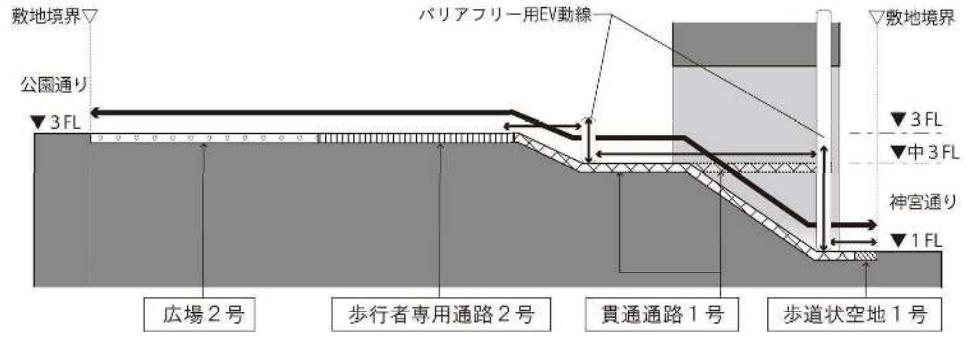
地区施設

歩行者専用通路		広場	
貫通通路		歩道状空地	

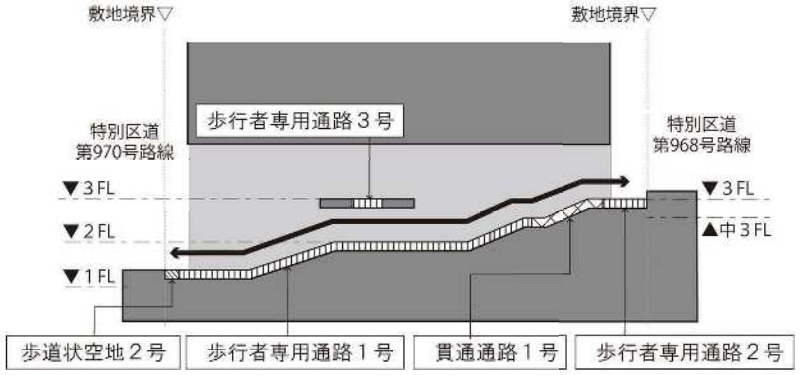
【b-b’断面イメージ】　⟷ 歩行者動線を示す



【a-a’断面イメージ】　⟷ 歩行者動線を示す



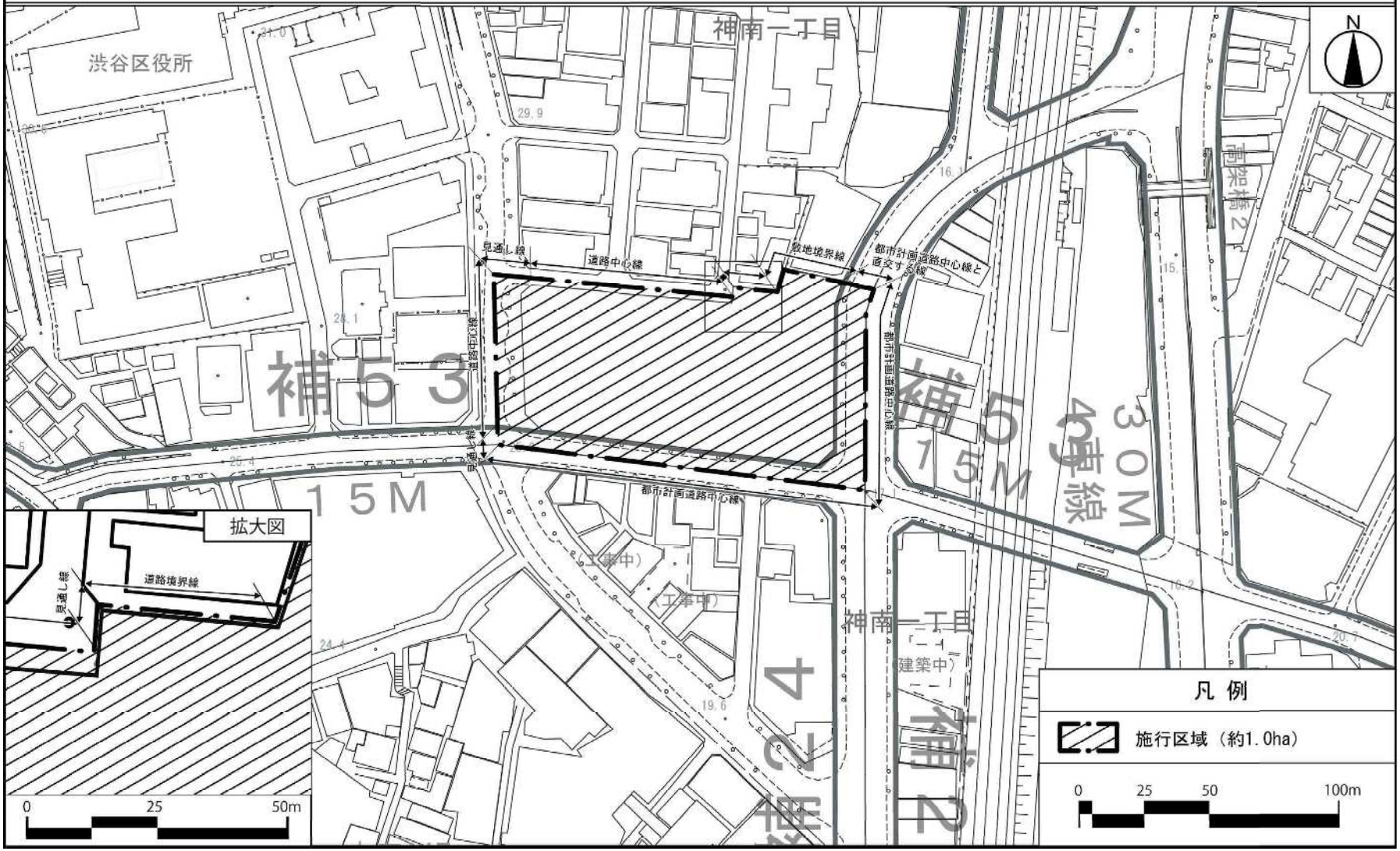
【c-c’断面イメージ】　⟷ 歩行者動線を示す



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：都市基交測第９号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
「（承認番号）MMT07-K113-1、令和７年４月 17 日」、「（承認番号）７都市基交測第９号、令和７年４月 15 日」「（承認番号）７都市基街都第 20 号、令和７年４月 18 日」

〔参考〕東京都市計画第一種市街地再開発事業

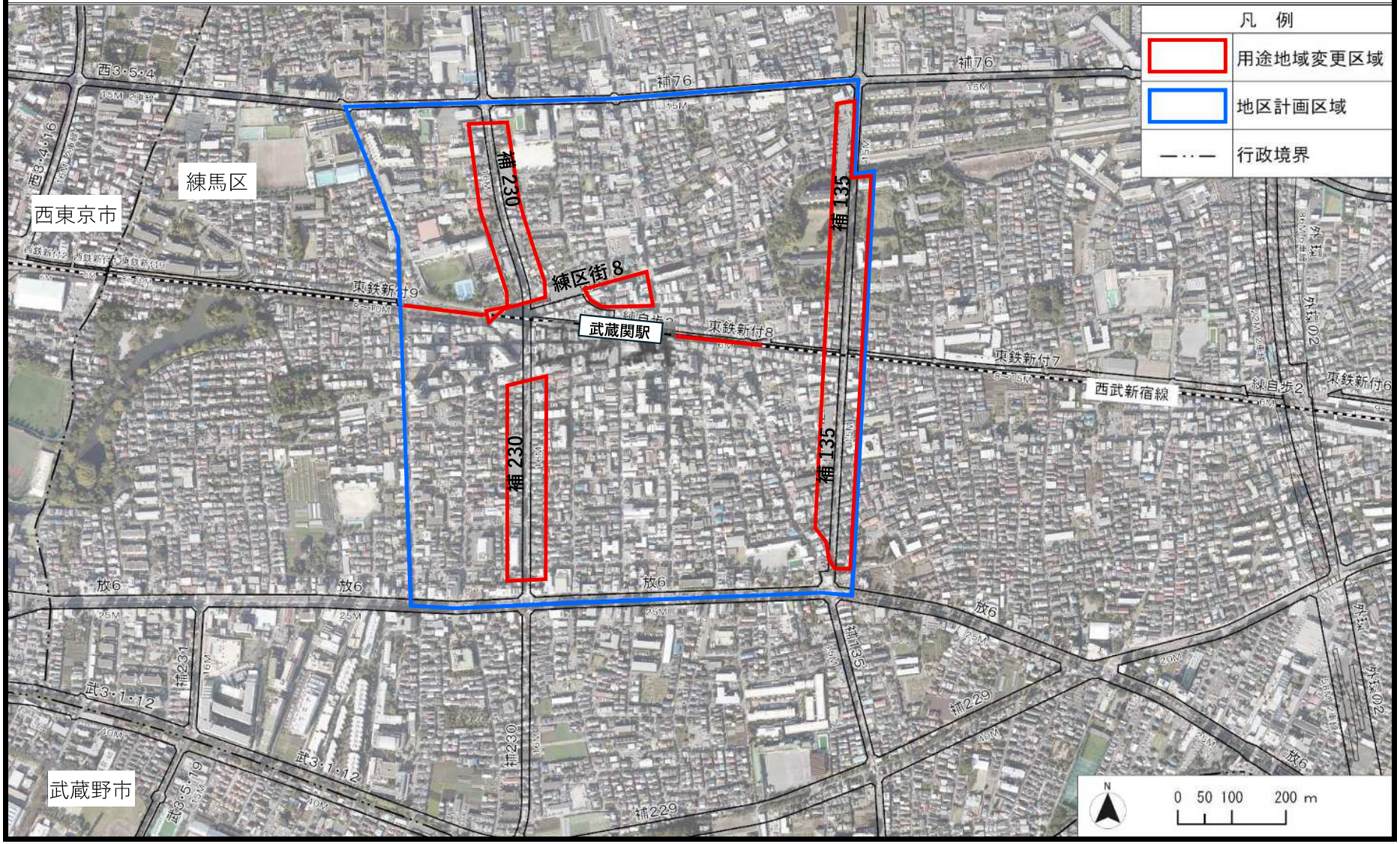
神南一丁目地区第一種市街地再開発事業　計画図１　（施行区域図）



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：都市基交測第９号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT07-K113-1、令和７年４月 17 日」、「（承認番号）７都市基交測第９号、令和７年４月 15 日」「（承認番号）７都市基街都第 20 号、令和７年４月 18 日」

東京都市計画用途地域　　航空写真

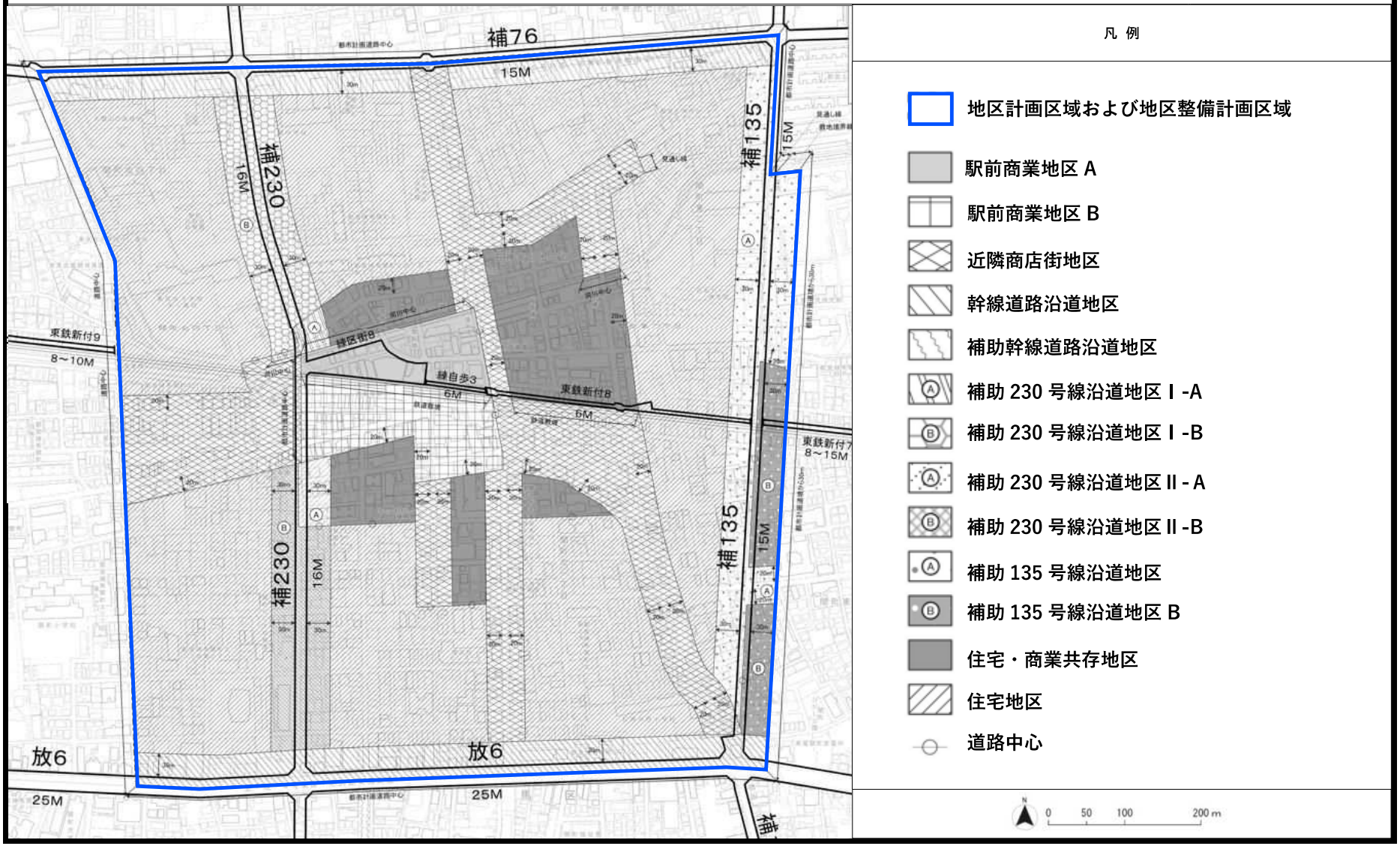
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：６都市基交測第 253 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第４号、令和７年４月 10 日

〔参考〕東京都市計画地区計画
武蔵関駅周辺地区地区計画　　計画図

〔東京都決定〕

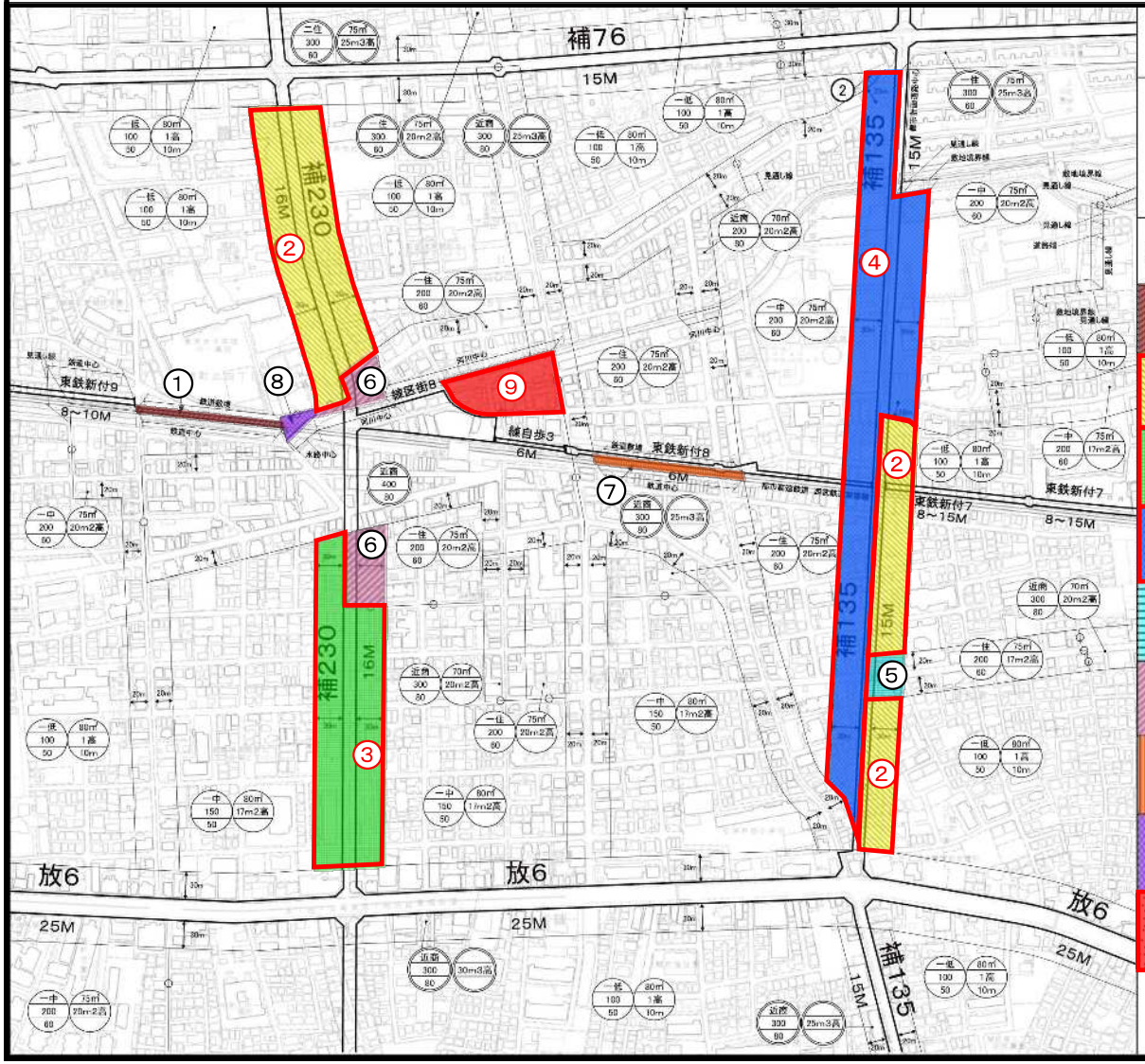


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：６都市基交測第 253 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第４号、令和７年４月 10 日

東京都市計画用途地域　計画図　〔東京都決定〕

〔参考〕東京都市計画高度地区　計画図　〔練馬区決定〕

〔参考〕東京都市計画防火地域及び準防火地域　計画図　〔練馬区決定〕



凡　例

上段：用途地域　中段：容積率（%）　下段：建蔽率（%）

上段：敷地面積の最低限度　中段：高度地区　下段：高さの限度

丸：準防火地域　二重丸：防火地域　道路中心

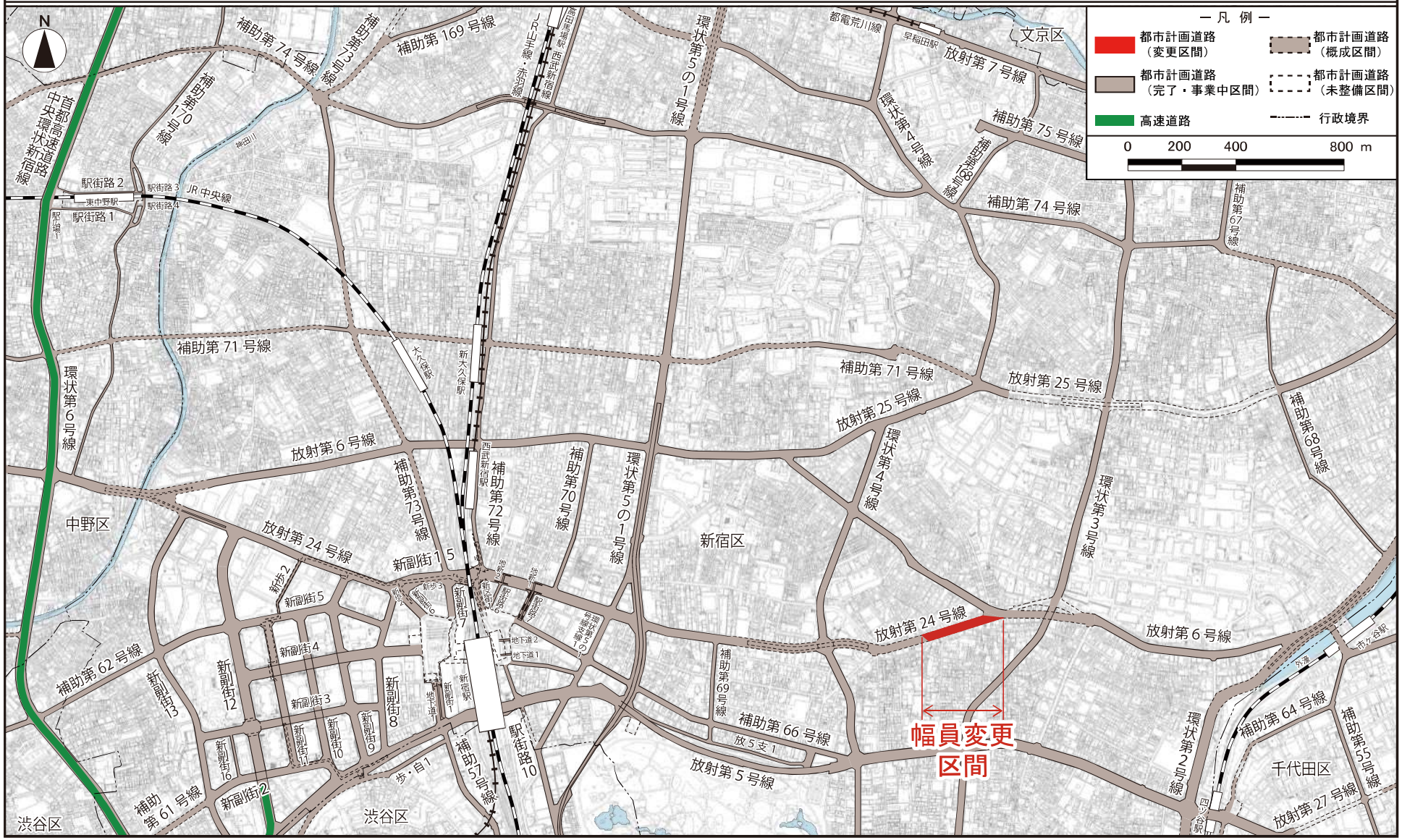
番号	東京都決定 用途	建蔽率（%）	容積率（%）	高さの限度（m）	敷地面積の最低限度（㎡）	練馬区決定 高度地区	防火地域 準防火地域	面積
①	一低層 ↓ 一中高	50% ↓ 60%	100% ↓ 200%	10m ↓ —	80㎡ ↓ 75㎡	1高 ↓ 20m2高	準防火 ↓ 準防火	約0. 1ha
②	一低層 ↓ 一住	50% ↓ 60%	100% ↓ 300%	10m ↓ —	80㎡ ↓ 75㎡	1高 ↓ 20m2高	準防火 ↓ 防火	約4. 0ha
③	一中高 ↓ 一住	50% ↓ 60%	150% ↓ 300%	— ↓ —	80㎡ ↓ 75㎡	17m2高 ↓ 20m2高	準防火 ↓ 防火	約2. 5ha
④	一中高 ↓ 一住	60% ↓ 60%	200% ↓ 300%	— ↓ —	75㎡ ↓ 75㎡	20m2高 ↓ 20m2高	準防火 ↓ 防火	約4. 0ha
⑤	一住 ↓ 一住	60% ↓ 60%	200% ↓ 300%	— ↓ —	75㎡ ↓ 75㎡	17m2高 ↓ 20m2高	準防火 ↓ 防火	約0. 2ha
⑥	一住 ↓ 一住	60% ↓ 60%	200% ↓ 300%	— ↓ —	75㎡ ↓ 75㎡	20m2高 ↓ 20m2高	準防火 ↓ 防火	約0. 6ha
⑦	一住 ↓ 近商	60% ↓ 80%	200% ↓ 300%	— ↓ —	75㎡ ↓ —	20m2高 ↓ 25m3高	準防火 ↓ 防火	約0. 1ha
⑧	一住 ↓ 近商	60% ↓ 80%	200% ↓ 400%	— ↓ —	75㎡ ↓ —	20m2高 ↓ —	準防火 ↓ 防火	約0. 1ha
⑨	近商 ↓ 近商	80% ↓ 80%	300% ↓ 400%	— ↓ —	— ↓ —	25m3高 ↓ —	防火 ↓ 防火	約0. 6ha

N　0　50　100　200 m

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：６都市基交測第 253 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第４号、令和７年４月 10 日

東京都市計画道路幹線街路放射第２４号線　位置図

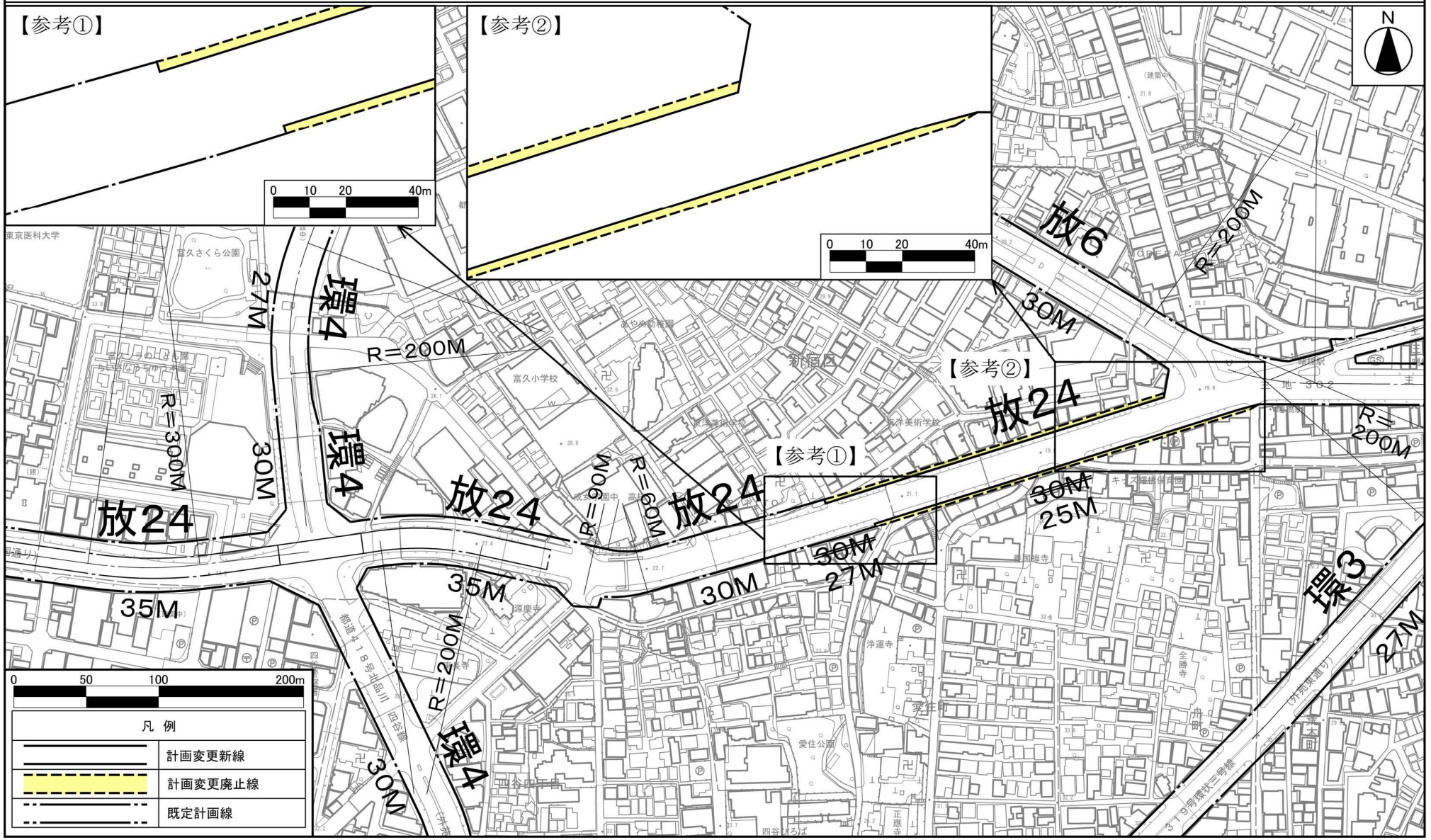
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（６都市基交第526号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

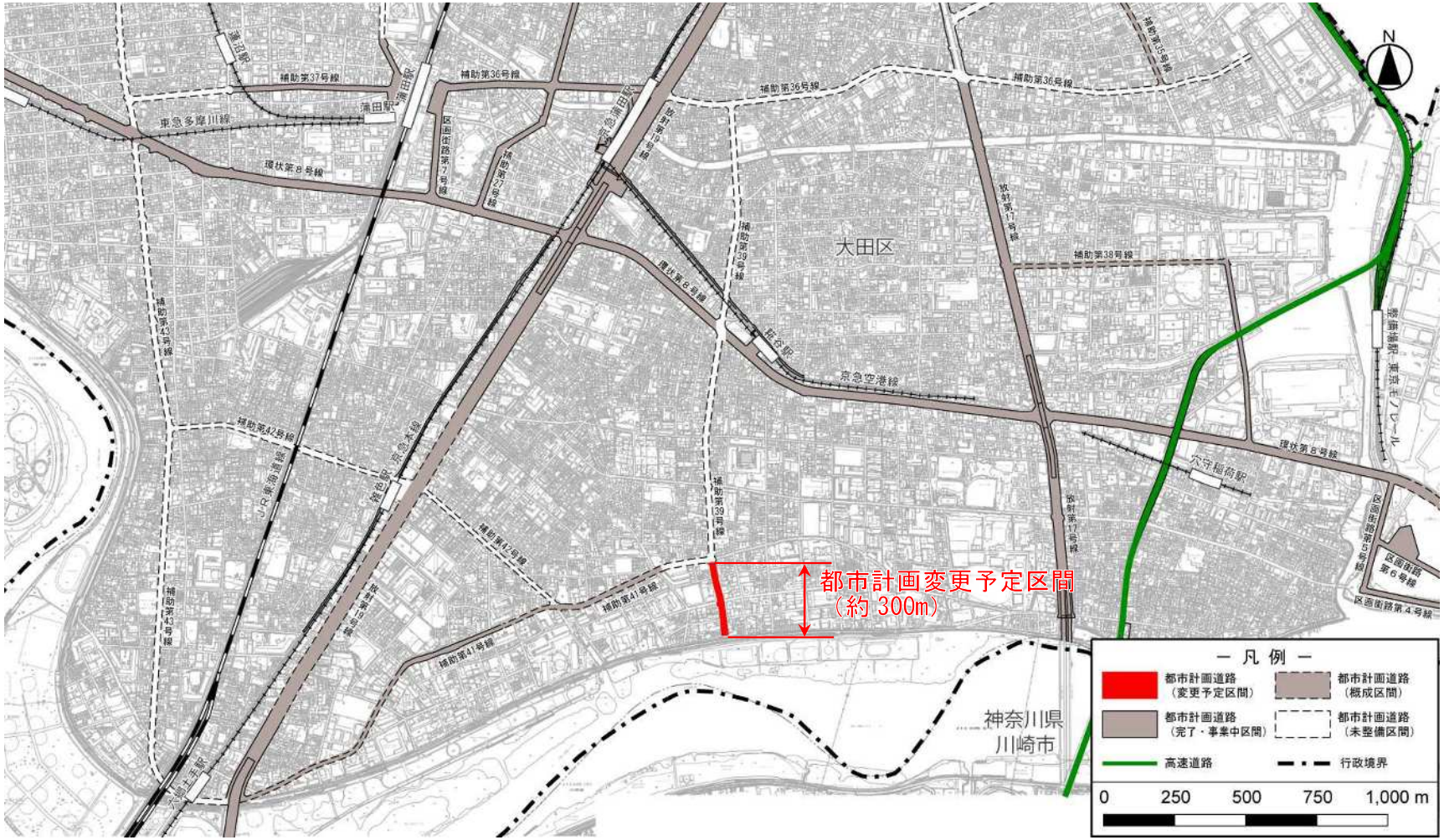
東京都市計画道路幹線街路放射第24号線　計画図

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=１:2,500）を使用（６都市基交第 526 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第３９号線　位置図　〔東京都決定〕



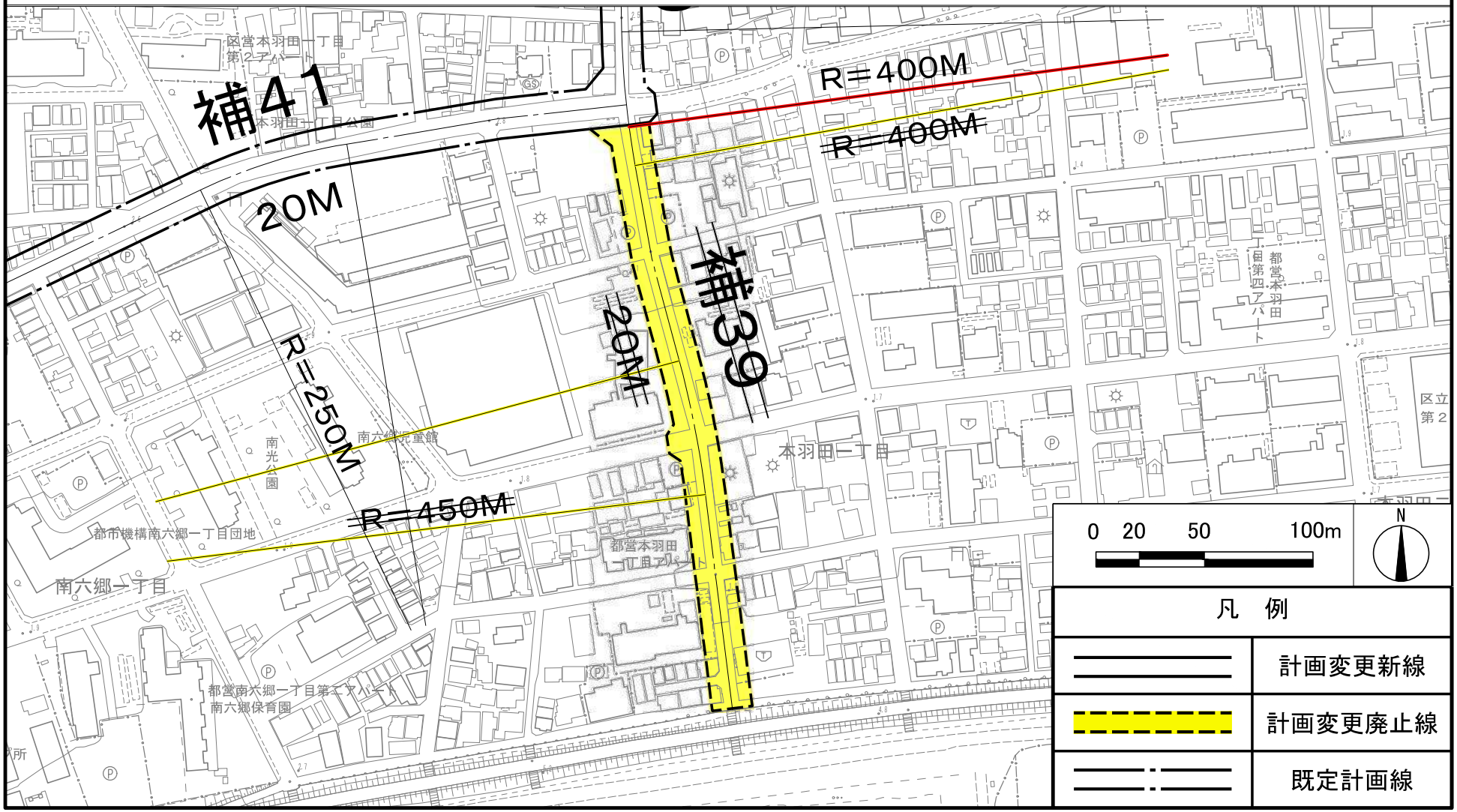
この地図は、国土地理院長の承認（平２９国関公第４４４号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（６都市基交第１２５４号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）６都市基街第１６８号　令和６年８月２１日

この図面は平成２９年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第３９号線　　計画図

〔東京都決定〕

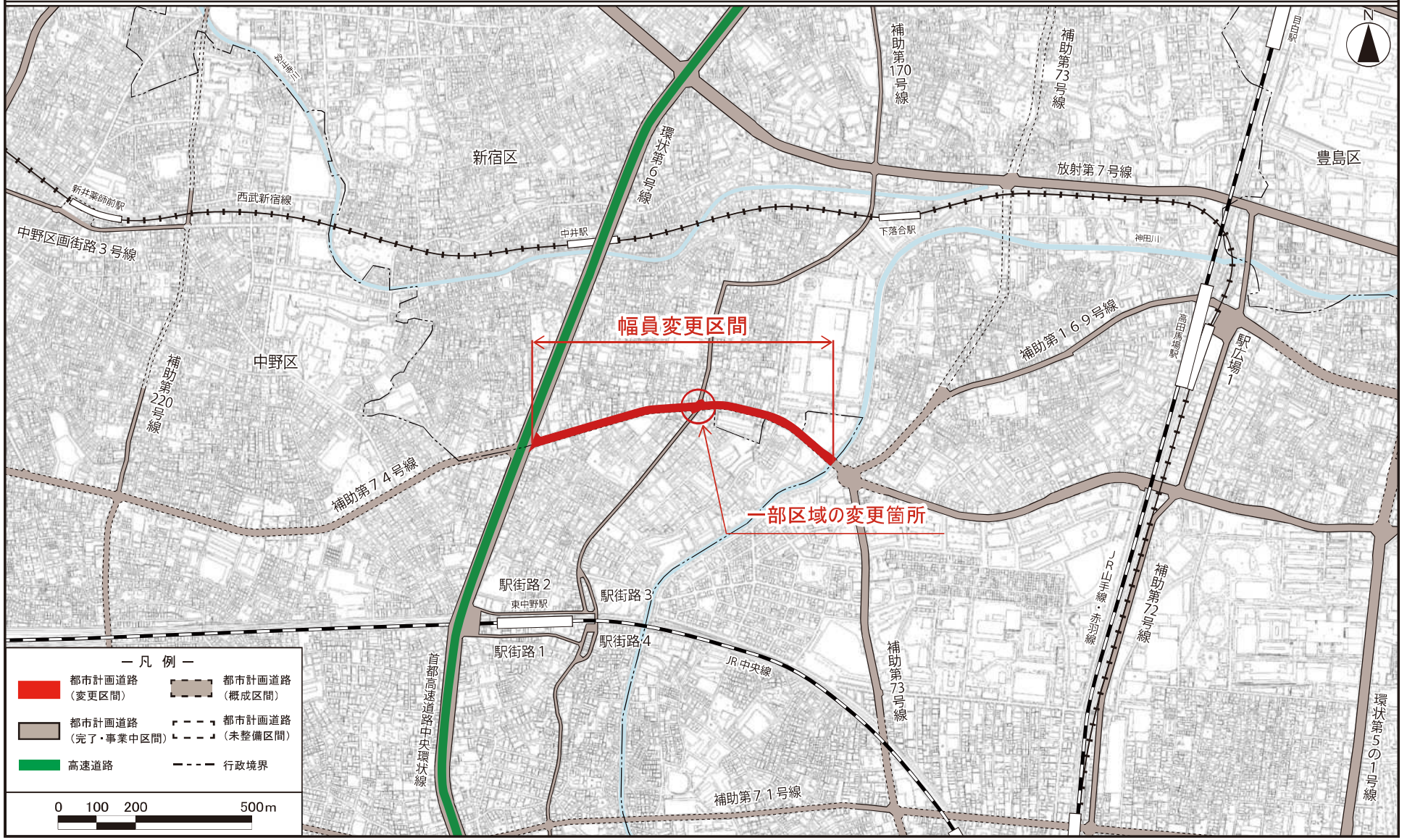


この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2，500）を使用（6都市基交第1254号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第168号　令和6年8月21日

この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第７４号線
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第１７０号線　位置図

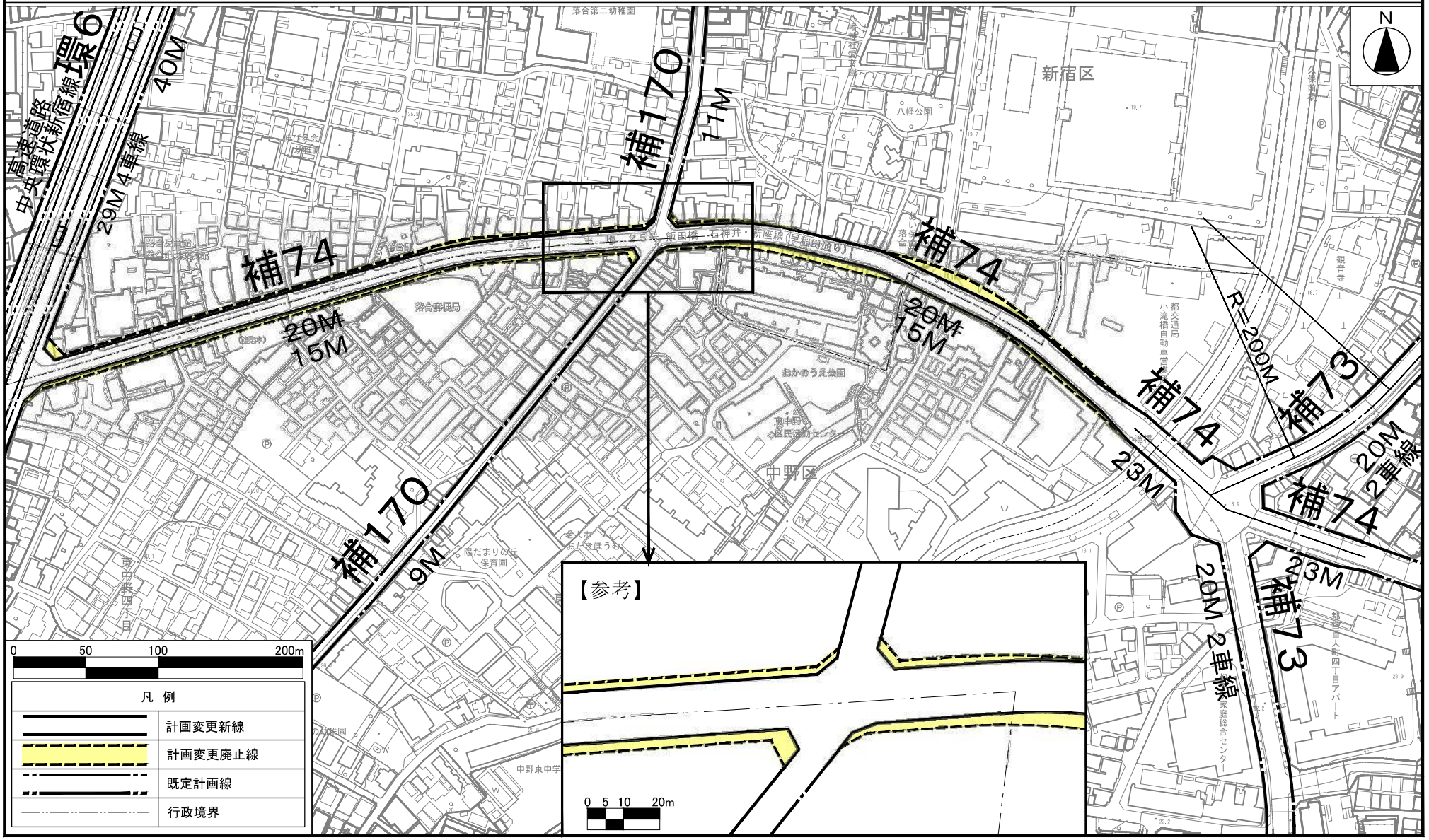
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（６都市基交第526号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線　計画図

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=１:2,500）を使用（６都市基交第 526 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

意　見　書　の　要　旨

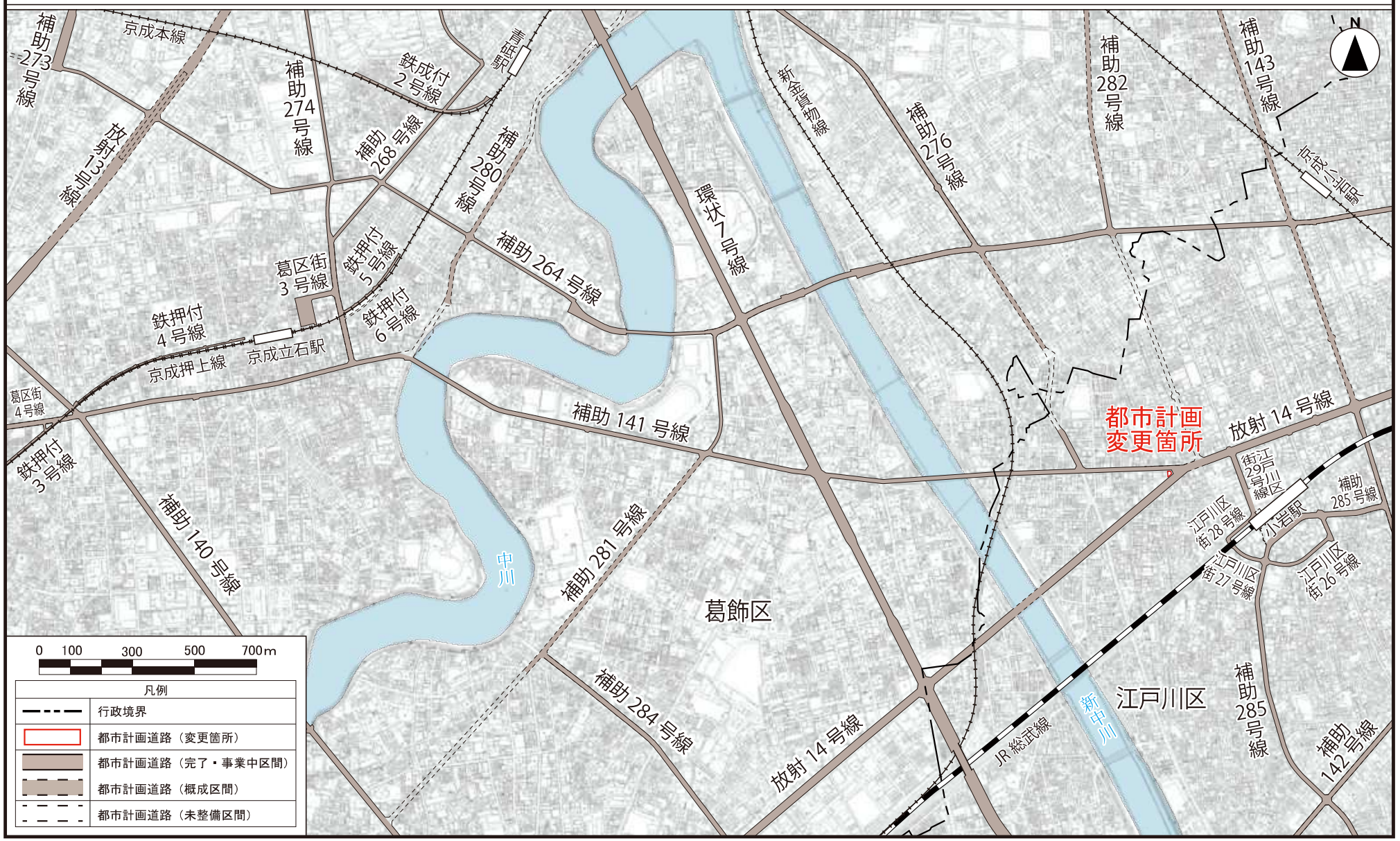
〔議第 7734 号・議第 7735 号〕

東京都市計画道路の変更に係る都市計画の案を令和８年６月９日から２週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第２項において準用する同法第17条第２項の規定により、３通（３名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名　　称	意　見　書　の　要　旨	東　京　都　の　見　解
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線	Ⅰ　賛成意見に関するもの ３通（３名） １　都市計画に関する意見 （１）過去の計画にとらわれず、現在の状況に即した計画へ変更することに賛成する。今後も不要なデッキを建設しないなど計画してほしい。 （２）人口減、交通量減を精査し、幅員20メートルの計画を15メートルに変更することに賛成する。 （３）現在の道路の広さが安全かつ円滑な交通が確保されていることを確認し、変更する判断をしたことに賛成する。これからも「いらない計画」は変更してほしい。 Ⅱ　反対意見に関するもの なし Ⅲ　その他の意見 なし	Ⅰ　賛成意見に関するもの １　都市計画に関する意見 （１）～（３）本路線については、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）等に基づく現道幅員や地域の実情を踏まえた評価を行った結果、安全かつ円滑な交通が確保されていることを確認した上で、一部区間を現道合わせとする都市計画変更を行うこととしている。 Ⅱ　反対意見に関するもの なし Ⅲ　その他の意見 なし

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第141号線　位置図

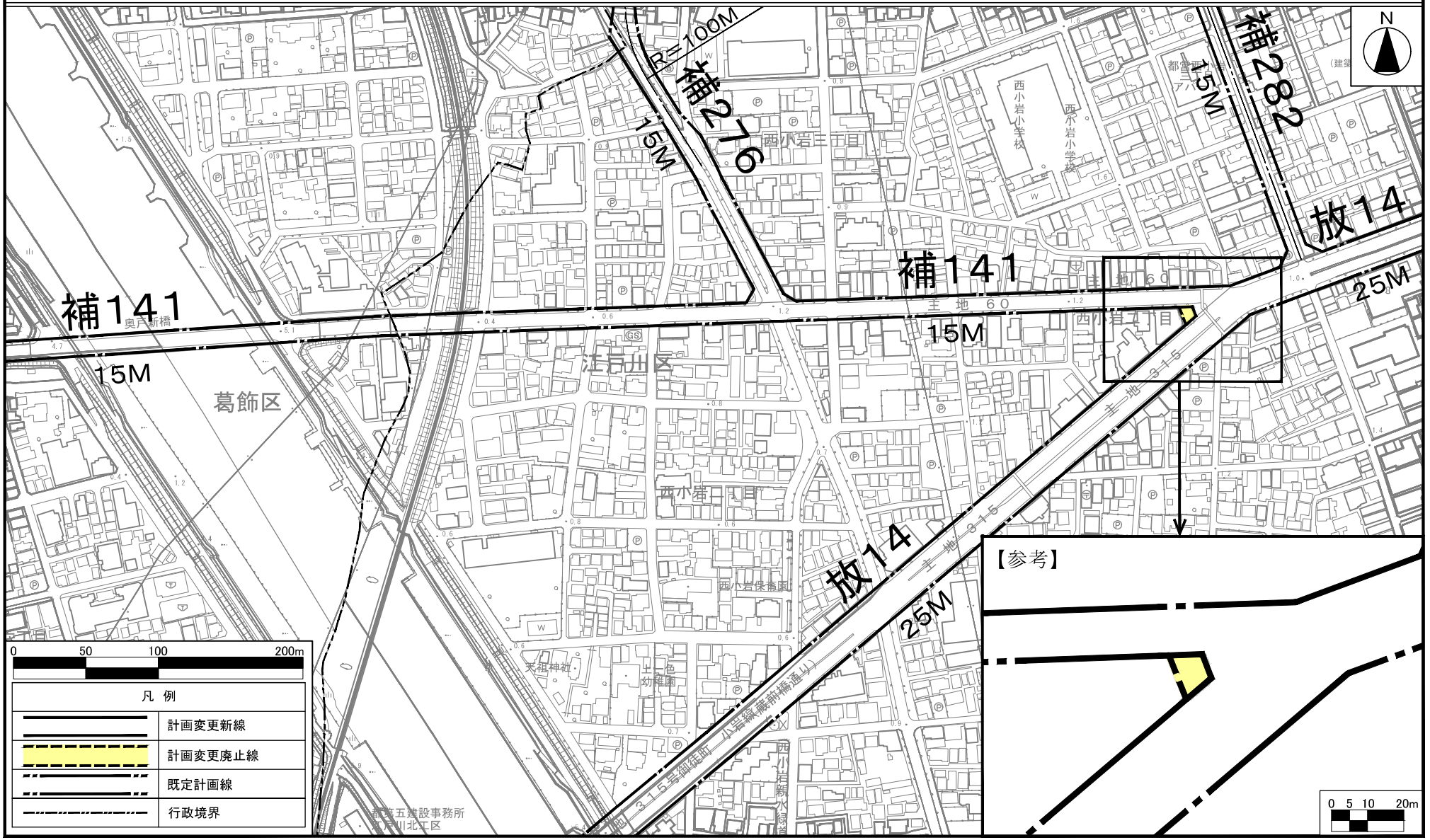
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2,500）を使用（６都市基交第526号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第141号線 計画図

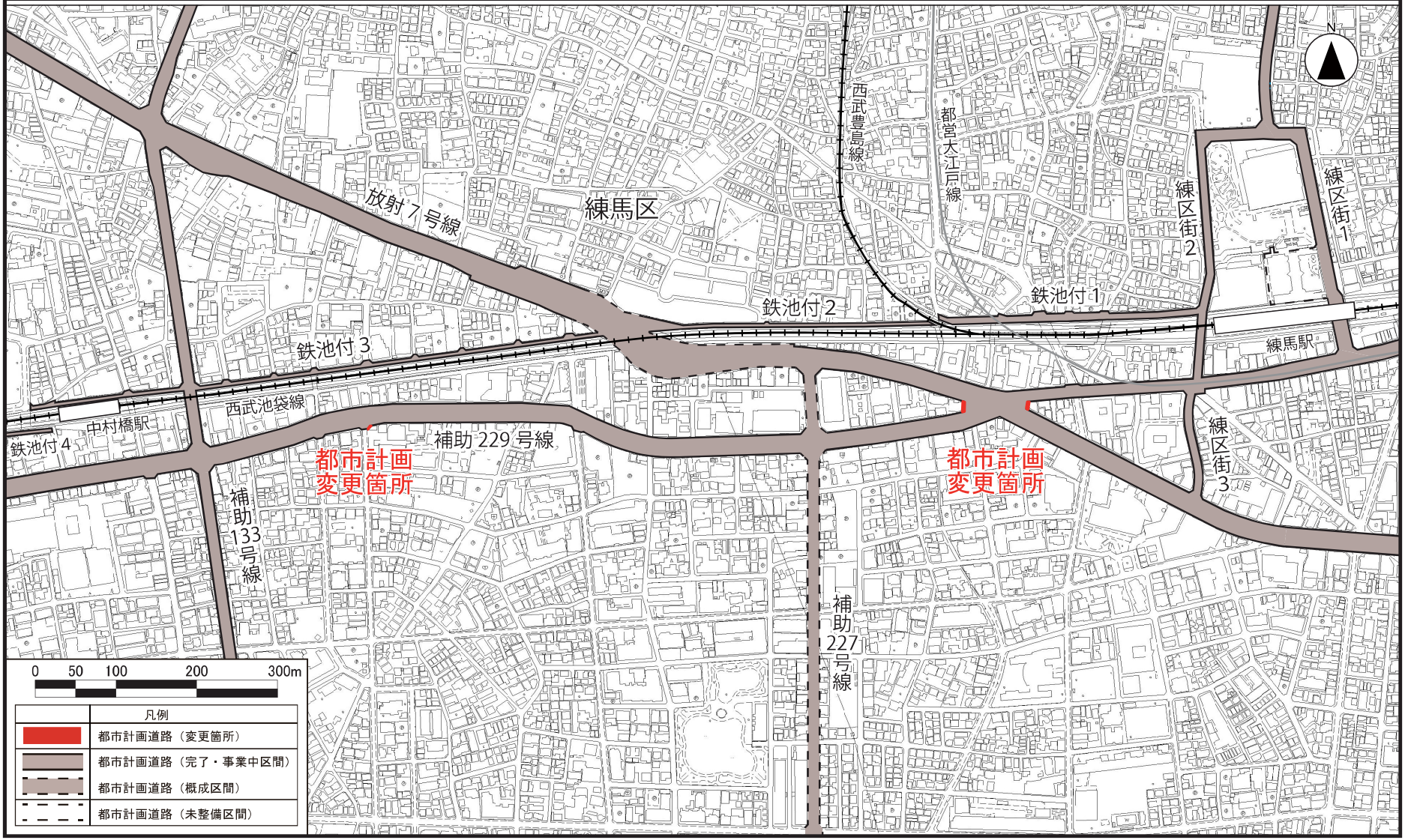
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(６都市基交第526号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第２２９号線　位置図

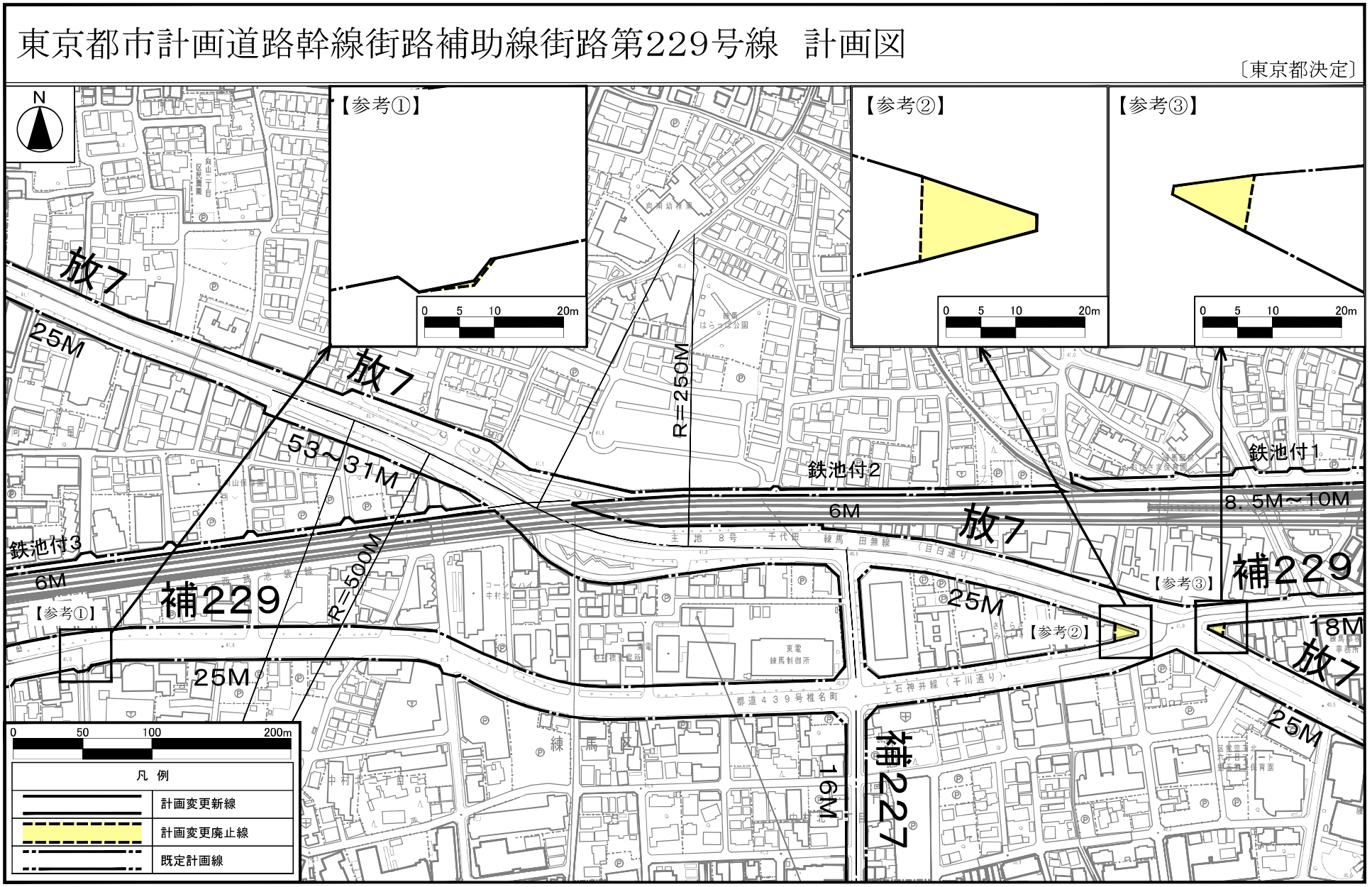
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S＝１：2，500）を使用（６都市基交第526号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線　計画図

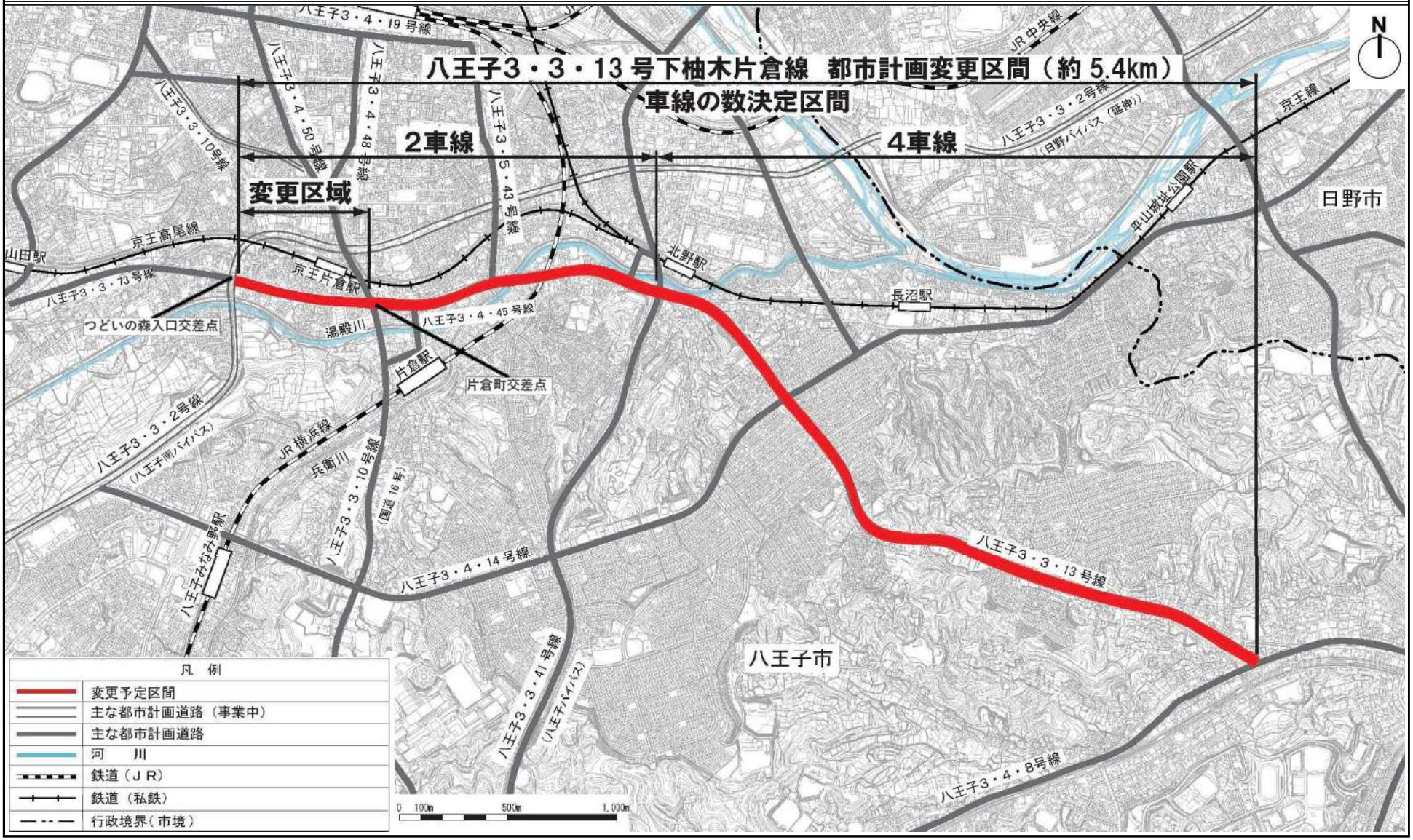
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2,500）を使用（６都市基交第 526 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）６都市基街都第66号、令和６年５月21日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

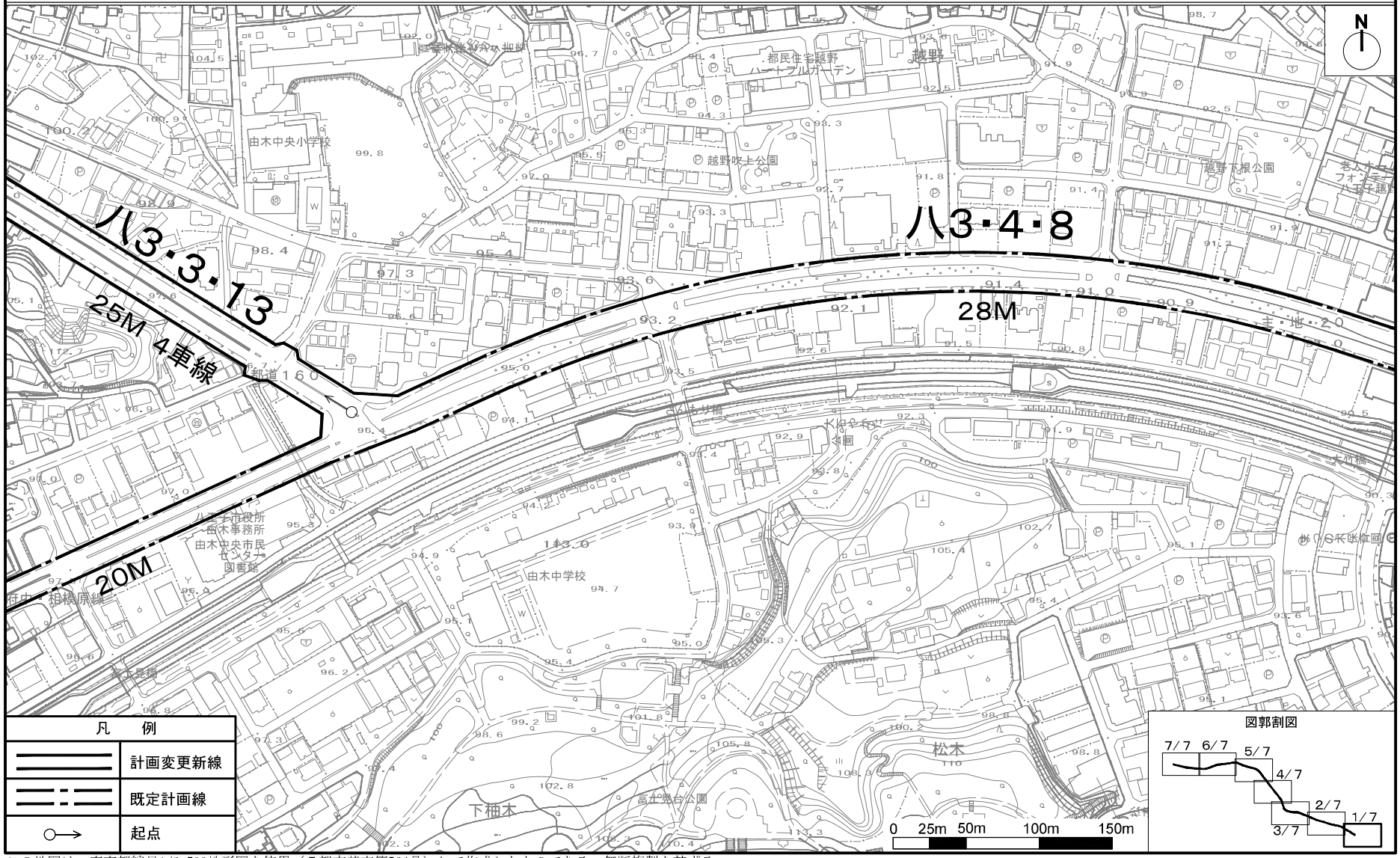
八王子都市計画道路３・３・１３号下柚木片倉線　位置図

〔東京都決定〕



八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図1

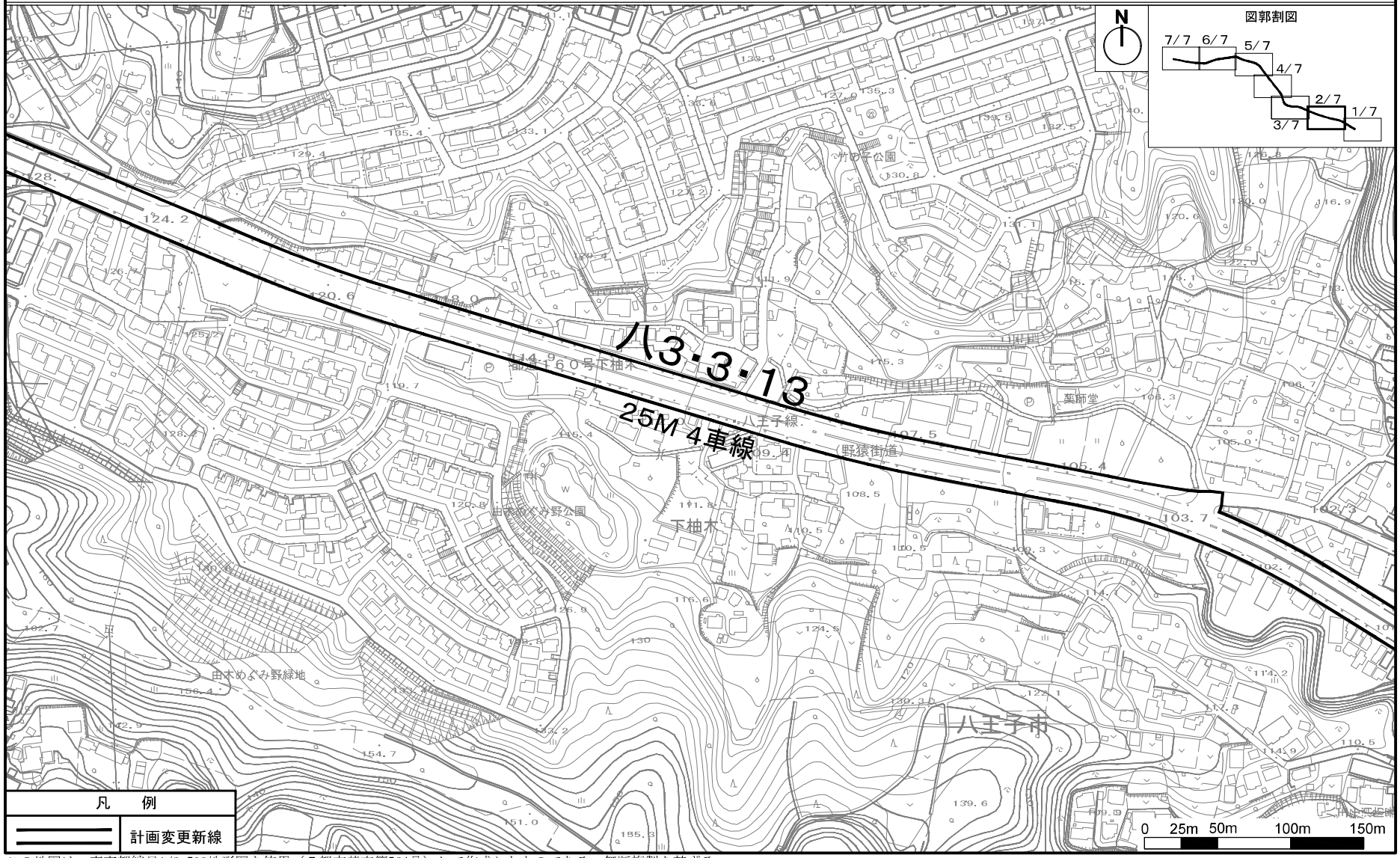
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図2

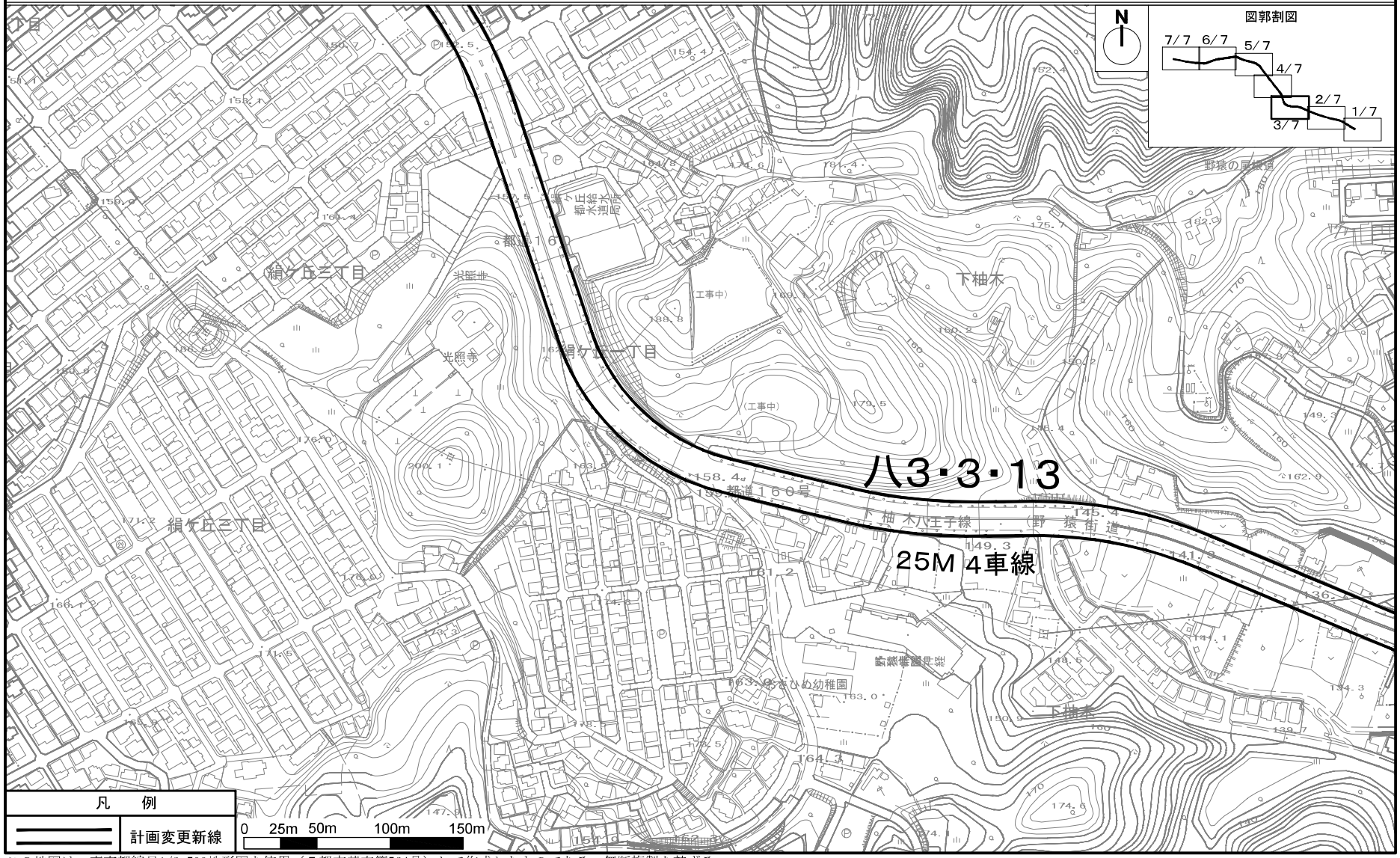
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図3

〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図4

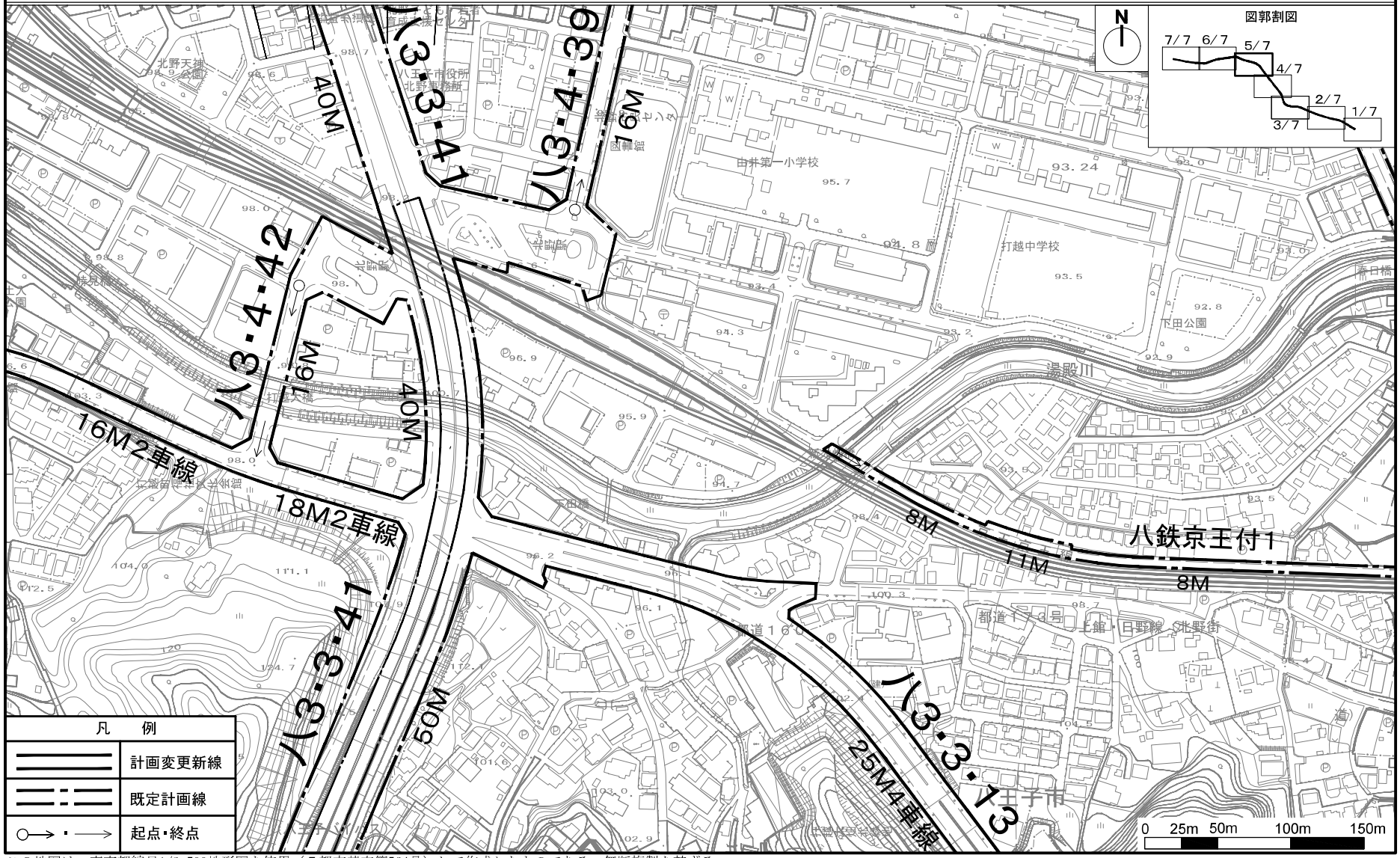
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図5

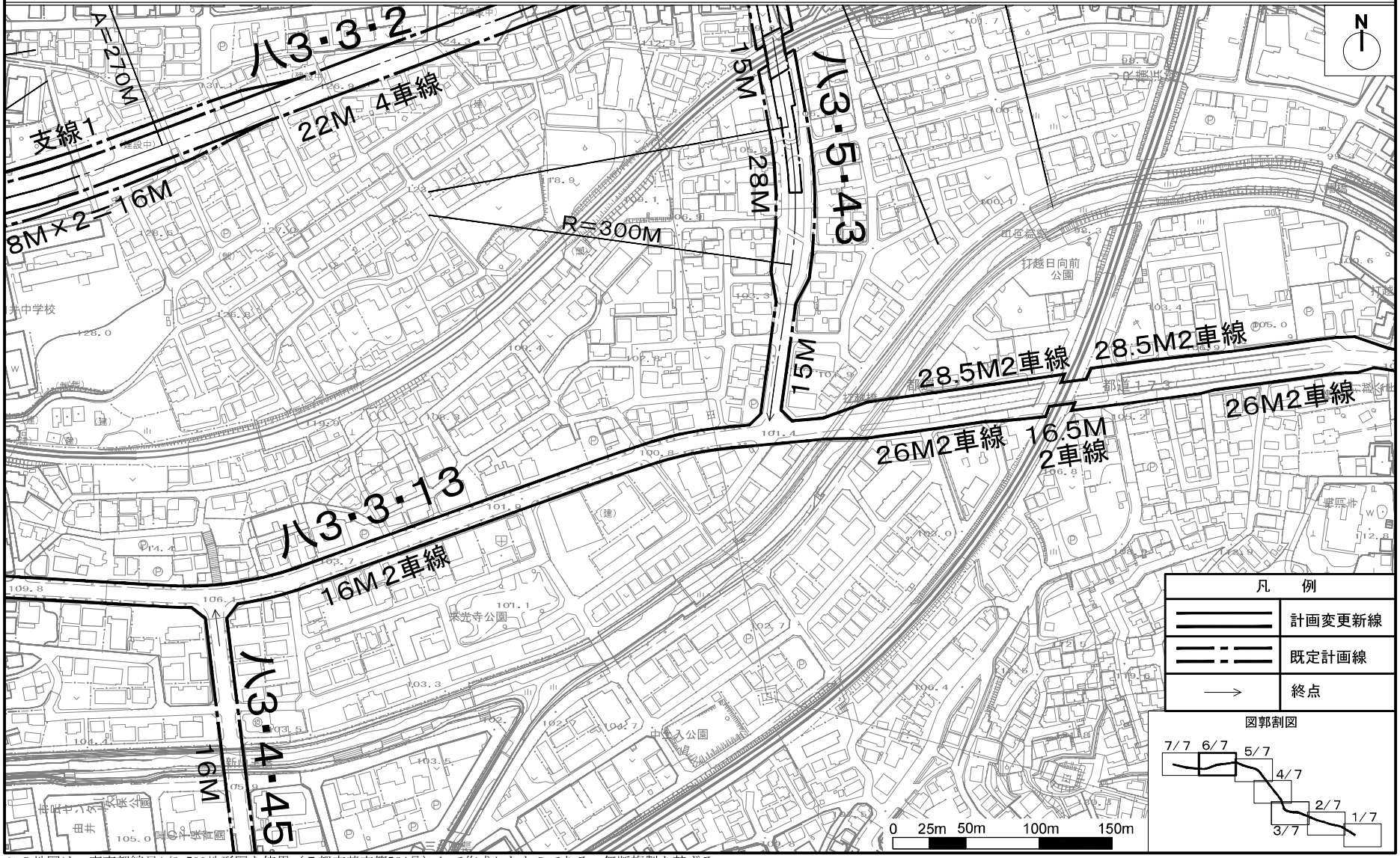
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図6

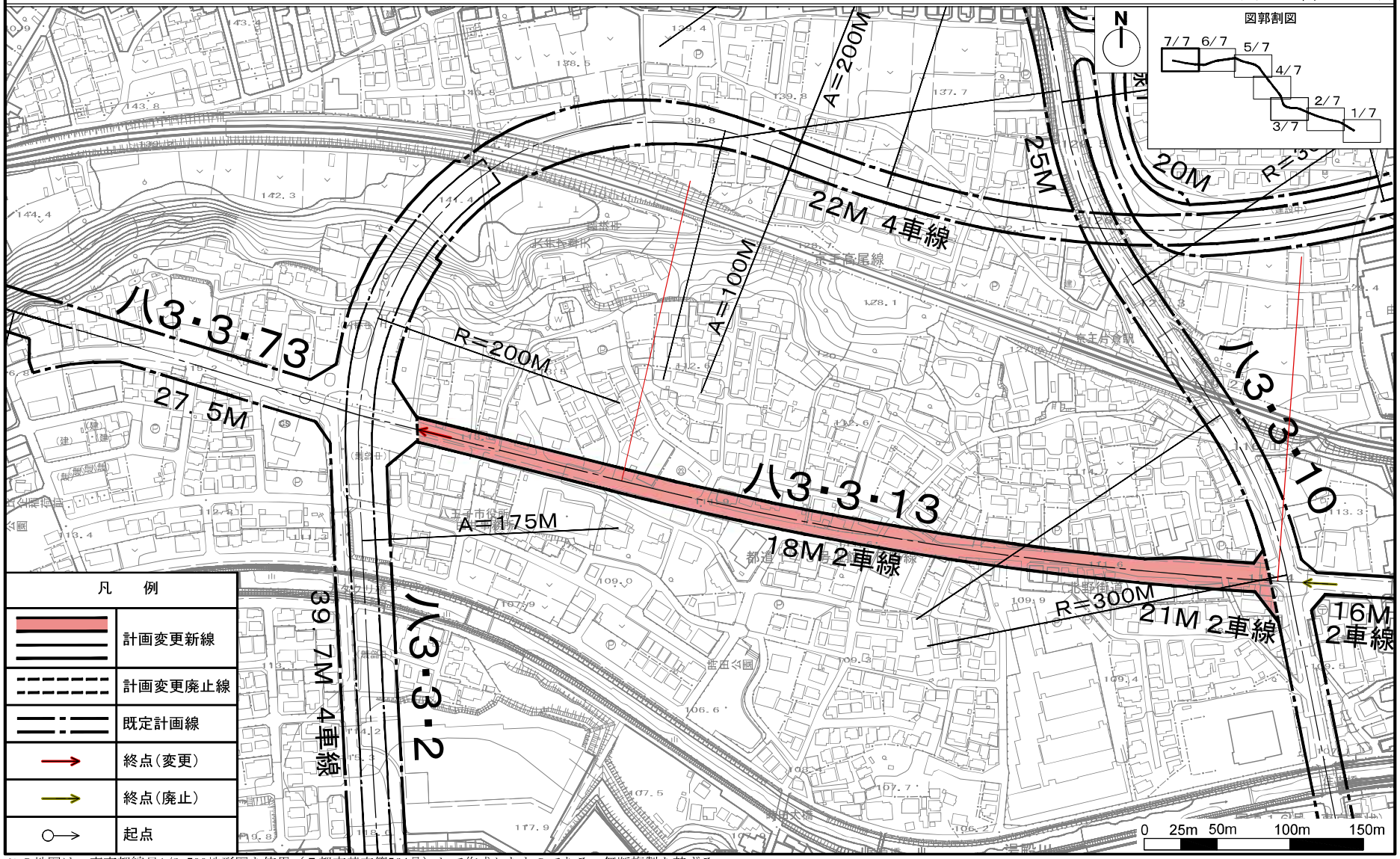
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

八王子都市計画道路３・３・13号下柚木片倉線　計画図7

〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第564号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この図面の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）７都市基街都第106号、令和７年６月17日

意　見　書　の　要　旨

〔議第 7738 号〕

八王子都市計画道路の変更に係る都市計画の案を令和８年６月９日から２週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第２項において準用する同法第17条第２項の規定により、87通（167名４団体）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名　　称	意　見　書　の　要　旨	東　京　都　の　見　解
八王子都市計画道路幹線街路３・３・13号下柚木片倉線	Ⅰ　賛成意見に関するもの 62通（139名４団体） １　都市計画に関する意見 （１）北野街道の都市計画決定・事業化を心待ちにしていた。都市計画変更案に大賛成である。 （２）北野街道は、道路幅も狭く歩車道の分離がされていない区間があり、危険な状態にある。また、朝夕は著しい交通渋滞が発生しており、緊急車両の通過もできない状況である。今回の変更は交通の円滑性の確保と安全確保が見込まれるので賛成である。 ２　事業施行に関する意見 片倉町交差点からつどいの森入口交差点までの北野街道の都市計画変更に伴う道路整備に賛成である。 Ⅱ　反対意見に関するもの なし	Ⅰ　賛成意見に関するもの １　都市計画に関する意見 （１）、（２）八王子市片倉町北部地域周辺の良好な交通環境を確保するためには、国道16号や現在国が整備を進めている八王子南バイパスと合わせ、東西方向の道路ネットワークを強化する必要がある。また、北野街道は今回新たに都市計画決定する区間においては、第一次緊急輸送道路に指定されているが、一部で歩道の無い幅員約９ｍの道路となっている。こうしたことから、交通の円滑化、歩行者の安全性確保、緊急輸送道路としての機能強化などを考慮した道路網の拡充について検討を進めた結果、当該区域の必要性の高さから八王子３・３・13号線を延伸し、新たに都市計画道路に位置付けるものである。 ２　事業施行に関する意見 本事業における主な整備効果としては、片倉町交差点部に付加車線を設置することによる渋滞緩和、バスベイの設置による交通の円滑化、広幅員の道路空間と無電柱化による災害時の物資輸送路や避難路としての機能強化、歩行者、自転車などの安全な通行空間の確保、街路樹の整備による良好な都市景観の創出等が挙げられる。 Ⅱ　反対意見に関するもの なし

	Ⅲ　その他の意見 87通（167名４団体） １　都市計画に関する意見 （１）公告された都市計画の案をそのままの形で都市計画決定すること。 （２）早期の都市計画決定を望む。 ２　事業施行に関する意見 （１）早期の事業認可、供用開始を望む。 （２）供用開始までには各種の手続き等が必要と考えるが、その際、地域住民からの意見を幅広く聴取することを望む。 （３）八王子南バイパスⅠ工区トンネル本体工事及び国道16号片倉拡幅整備事業の関連性を考慮し、１日も早い本事業の着工と供用開始を図ること。 （４）都市計画道路の線形外となった現都道管理用地について、次の４項目を道路詳細設計に反映させ、歩道一体化整備の実現を図ること。 ア　小比企・時田土地区画整理事業で換地処分された都道用地 イ　道路台帳（東京都）に搭載され、南多摩西部建設事務所が管理することになっている都道用地 ウ　奥行きのない狭小な残地 エ　都市計画道路線形に隣接する公有地（行政財産）の歩道一体化整備は、単なる歩道拡幅にとどまらず、バスベイ周辺の整備は、高齢化社会に対応するベンチスペースの確保に加え、まとまりのある空間は「市民の憩いの場」となるコミュニティスペースとしても活用され、より広い道路空間を創出することができる。これらを実現することにより、災害に強い道路の機能が強化され、市民の安心・安全に大きく寄与することになる。	Ⅲ　その他の意見 １　都市計画に関する意見 （１）、（２）公告した都市計画の案に対し、関係区市町村の意見を聴き、かつ、都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定することとされている。なお、都市計画法第17条第２項の規定により提出された意見書については、要旨を本審議会に提出する。 ２　事業施行に関する意見 （１）～（３）都市計画決定後は、事業概要説明会及び測量説明会並びに現況測量及び用地測量を行い、国に事業認可を申請した上で事業に着手する。事業認可後、用地の補償等に関する説明会を行い、用地を相当程度取得した後、工事に着手し、その完成後に供用開始する。なお、説明会では、ご意見やご質問にお答えする時間を設ける等、丁寧な対応に努める。 （４）測量を行った後、関係機関と協議を行い具体的な整備内容について検討していく。